

平成27年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第4号

平成27年12月4日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	10番	加 固 豊 治 君
2番	宮 嶋 謙 君	11番	佐 藤 文 雄 君
3番	設 楽 健 夫 君	12番	中 根 光 男 君
4番	来 栖 丈 治 君	13番	鈴 木 良 道 君
5番	川 村 成 二 君	14番	小座野 定 信 君
6番	岡 崎 勉 君	15番	矢 口 龍 人 君
7番	田 谷 文 子 君	16番	藤 井 裕 一 君
8番	古 橋 智 樹 君		

欠席議員

9番 小松崎 誠 君

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
副 市 長	横 瀬 典 生 君	会 計 管 理 者	君 山 悟 君
教 育 長	大 山 隆 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	上 下 水 道 部 長	田 崎 清 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 忠 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	槌 田 浩 幸 君
環 境 経 済 部 長	根 本 一 良 君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	櫻 井 清
〃	補 佐	乾 文 彦
〃	係 長	小 池 陽 子
〃	係 長	齋 藤 邦 彦

議事日程第4号

日程第 1 一般質問

- (1) 田 谷 文 子 議員
- (2) 設 楽 健 夫 議員

(3) 来 栖 丈 治 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 田 谷 文 子 議員
- (2) 設 楽 健 夫 議員
- (3) 来 栖 丈 治 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告 順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	田谷文子	1. 義務教育学校の制度化に伴う本市の進むべき方向・計画について
		2. 千代田地区4小学校統廃合計画実施に伴う影響について
		3. 広報活動の推進による市民に対する情報提供の円滑化について
		4. 女性の活躍推進法施行（H28. 4. 1）を踏まえた今後の行動計画について
(2)	設楽健夫	1. 市民の権利として、特別職政治倫理条例の制定を求めて
		2. 地域福祉活動計画（社会福祉協議会）H26. 3と地域ケアシステム推進事業について
		3. 公共施設の統廃合・使用料金値上げ、霞ヶ浦地区公民館閉鎖は「千代田地区小学校統合」まで「休止・モラトリアム」、バランスある行政を求める。
		4. 「公共施設の効果的活用と適正な維持管理計画に関する調査研究報告 H26. 3の検証と総合計画について」の再検討を求める件について
		5. 世界湖沼会議、国体、オリンピックへの市長の抱負と取り組み準備について（求められる漁協・JA、近隣市との共同の取り組み）
(3)	来栖丈治	1. 急傾斜地崩壊危険個所と水防の現状、今後の対策について
		2. ごみの減量化とリサイクルの現状、今後の推進について
		3. 霞ヶ浦地区の統廃合後小学校登下校の安全と学習支援について
		4. 下大津公民館の廃館と廃校後の学校跡地活用について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、15名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場です。

よって、市政以外に対する質問は認められないので注意し、また法令等を遵守した上で質問されることを求めます。

また、執行部におかれましても、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴する際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問の前に、昨日の佐藤議員の答弁について市民部長から発言の訂正をしたい旨の申し出がありましたので、発言を許可します。

市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

○市民部長（板垣英明君）

昨日開催されました佐藤議員の一般質問の中で、答弁の金額に間違いがありましたので、訂正の上、お詫びを申し上げます。

訂正させていただきたい答弁につきましては、3点目、国民健康保険について、保険料の賦課にかかる介護分を除く保険料の均等割分について、3万円のところ3万2000円と答弁してしまいました。訂正をお願いしたいと思います。まことに申しわけありませんでした。

日程第 1 一般質問

○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

7番 田谷文子君。

[7番 田谷文子君登壇]

○7番（田谷文子君）

皆さん、おはようございます。

平成27年第4回定例会におきまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

ことしも師走を迎えました。慌ただしい年の瀬を迎えることとなります。そしてまた、新しい年を迎えることができます。この冬は、大規模エルニーニョ現象により6年ぶりの暖冬となる見込みでございます。どおりでことしは秋が長く感じておりますし、また私も秋を楽しんでおります。

一方で、本州の南岸を発達しながら進む南岸低気圧が発生しやすく、太平洋側での雨や雪に注意が必要でもあるようで、そのような予報も出ておるようでございます。

先ごろ安倍首相が一億総活躍社会に向けた緊急対策に掲げたのは、皆様方ご存じのとおりでございます。アベノミクスの新3本の矢は、出生率1.8、介護離職ゼロ、名目国民総生産（GDP）が600兆円の実現を明示しております。掲げられている新3本の矢は、いずれも密接に関連して

おりますが、出生率の引き上げ目標が考え方の軸であってほしい、また、そうでなければならぬだろうと思うところでございます。

一億総活躍社会は、国民全員参加による社会全体の活力を引き出そうという目標を力強く掲げたものと受けとっております。とりわけ、女性の地位向上、労働環境の整備、子育てと家族支援、出生率の上昇には、女性が働きやすい、そのような環境を整備してほしいものと、女性の私が本当に切に切に切望するところでございます。

それでは、本題に入らせていただきます。

9月議会においても義務教育学校の制度化の創設に伴う小中一貫校に関する本市の基本方針・計画について質問をさせていただきましたが、いよいよ来年4月には、義務教育学校、いわゆる小中一貫教育制度施行の運びとなります。また、小中一貫校の取り組みの実施、もしくは計画している自治体が年々多くなっている状況、さらには周辺自治体の取り組み状況が進展している中であって、私の9月議会での答弁は、近隣市町村の動向、小中一貫校のメリット・デメリットなどを考慮し、本市の小中一貫教育のあり方について検討していきたいとの答弁に終わっております。具体的な方針が示されないまま今日に至っている状況にあります。こうした本市の煮え切らない後ろ向きともとれる行政に対し、多くの市民の皆さんは怒りと不信感を持っておられます。この膠着した状況を一日も早く脱し、市民の皆さんが安心して子どもたちを学校に送り出すことができるよう、再度質問をすることにした次第でございます。

それでは、1点目として、義務教育学校の制度化に伴う本市の進むべき方向・計画について、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まず、1点目、制度の目的・効果を踏まえた本市の教育方針・具体的行動計画についてでございますが、文部科学省が小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律についての通知の中で、「今回の改正は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育学校の制度を創設するものとしております」。また、目的、効果について示されていることは、小・中学校教職員が義務教育9年間の教育活動を理解することで、9年間の系統性を確保し、教育基本法、学校教育法に新たに規定された義務教育の目的、目標に掲げる資質、能力、態度等をよりよく整えるようにしていくことは、全ての小中連携、一貫教育に共通する基本的な目的としていることでもあります。

さらに、小中一貫教育の効果については、文部科学省の調査によれば、「既に小中一貫校として進めている市町村においては、ほぼ全ての市町村において効果が認められており、中学生の不登校出現率の減少、学力調査における平均回答率の上昇、生徒や教職員の規範意識の向上、異年齢の集団活動での自尊感情の高まり、教職員の児童生徒の理解や指導方法改善意識の高まり等、意識面の変化などの成果が得られていること。今後は、そうした成果を一貫教育に取り組む他の学校、市町村においても普及していく観点から一貫教育の効果検証のあり方、評価指標について国において検討することが必要である」としております。

さらに、法第38条において、「市区町村は、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもって、小学校及び中学校の設置に代えることができる」としております。また、義務教育学校の設置のあり方の中で、地域とともにある学校づくりの観点から、「小中一貫教育の導入に当たっては、学校関係者・保護者・地域住民との間において、新たな学校づくりに

関する方向性や方針を共有し、理解と協力を得ながら進めていくことが重要である」としております。これは、方針決定後において、地域の中に入って十分な説明・協議を行い、地域住民のコンセンサスを得るための時間と努力が必要であるということを示しているものと思います。

さらに、小中一貫教育の創設制度化は、全国的に見て、極めて多様であること。特に、学習面の向上以外の効果として、少子化の進行と相まって、児童数の急激な減少や地域コミュニティの弱体化、核家族化による人間関係の固定化しやすい中、児童生徒が多様な教職員、児童生徒とかわる機会をふやすことで、小学生の中学校進学に対する不安感を軽減する目的とする事例が、典型的な事例として示されております。この典型的な事例は、本市の千代田中地区への導入目的には願ったりかなったりの事例と思われる。

以上、今まで述べてきた状況を十分に念頭に置いていただき、質問に移りたいと思います。

さて、前回9月議会の答弁でいただきました答弁内容については、国（文部科学省）が示している一貫教育の内容との整合性について疑念が生じておりますことから、9月の答弁内容について順次質問をさせていただきます。

まず、本市の小中一貫教育の基本方針に対する教育長の答弁の中で、「近隣市町村の動向、設置形態及び小中一貫のメリットやデメリットなども考慮し、本市における小中一貫教育のあり方について検討していきたいと考えております」との考えが示されました。

さて、近隣市町村とは、具体的にどの自治体を差しているのでしょうか。土浦市は既に新治地区内に小中一貫校を設置している盛りですし、つくば市は全市が小中一貫校として今既に回っておるところですので、既に実施の決定を行っておる2つの市のことではないはずですね。

また、メリットやデメリットについてですが、さきの9月議会の答弁では、メリットは2つあり、1つは、中1ギャップの軽減、もう一つは、不登校生徒の減少を挙げておりましたが、文部科学省の調査によれば、そのほかにも多くのメリットが挙げられていることはご存じだと思います。9月議会で取り上げていただいておりますので、今回あえて申し上げたいと思います。

1点目は、既に小中一貫教育に取り組んでいるほぼ全ての市町村において効果が認められております。1つに、学力調査における平均回答率の上昇、2つに、生徒や教職員の規範意識の向上、3つに、異年齢集団活動での自尊感情の高まり、教職員の児童生徒の理解や指導方法改善意識の高まり等、意識面の変化等の成果が得られていることは、どの報告にもそのような報告がされております。答弁では、学力向上については、今のところまだはっきりと向上したとは明確に言える段階ではないとのことでしたが、この食い違いについては、どのようなご説明がいただけるのでしょうか。

2点目としては、実際に携わった関係者に伺ったとのことでしたが、どのような方にお聞きしたのですか。また、文部科学省が掲載している内容（小中連携、一貫教育の推進：平成24年9月掲載）については、どのように理解しているのでしょうか、あわせてお伺いいたします。

3点目として、デメリットについてですが、先生方の負担増を挙げられておりましたが、児童生徒の健やかな育成、成長が第1であり、先生方の負担増については、小中一貫教育を実施する方針を決定し、その中の課題として負担軽減の対策を別に検討することが必要であり、小中一貫教育推進を図る上での判断としては、事後の課題とすべきではないでしょうか。教育長の考えを

お聞かせ願います。

次に、2点目として、千代田中地区4小学校統廃合実施計画と千代田中との連携について質問させていただきます。

小中一貫教育については、本来、統廃合とは別問題であるとは思いますが、この時期に至っては、地方財政状況や千代田中地区の小中学校の適正規模化の観点を初め、適正規模条件については4小学校及び千代田中学校どちらも満たしていない状況下にあることを考えると、同時並行で考えなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。

また、9月議会での質問の中で、4小学校の統廃合をどのように考えていますかとの質問に対し、市民の合意形成が図られていないから早急に統廃合を進めたくてもできない状況にある旨の答弁がありました。この合意形成が図られていないと判断する根拠は、何を持って、そのような答弁をいただいたのでしょうか、非常に疑問に思います。アンケートもとっていないのではないですか。加えて、今後、地域の住民の方々の方々の合意形成を図るために、どのような方策を考えておられますか、あわせて教育長の考えをお伺いいたします。

次に、市長答弁の中で、統廃合の方向性については、統合委員会等でも検討し、早急に結論を出す必要性の考えが示されましたが、具体的な手順、日程について、計画は定まりましたでしょうか、市長に答弁をいただきたいと思います。

次に、来年4月には、いよいよ霞ヶ浦中地区の小学校が統合され、開校の運びとなります。一方、千代田中地区の統廃合は、統廃合の計画が実施されず、進展のないまま来年4月を迎えることとなります。この千代田中地区の統廃合計画が実施できないことについては、市民の合意形成ができていないからとの9月議会での答弁でしたが、これまで統廃合に向けての期間、市民に対して、しかるべき説明や合意形成に向けてのどのような手続を行ってきたのでしょうか。いずれにいたしましても、行政側に大きな責任があるのではないのでしょうか。答弁をお願いいたします。

次に、2点目として、千代田地区内の千代田中地区4小学校統廃合計画実施の遅延に伴う影響について、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1つ目として、既存小学校のエアコン設置整備経費については、新治小学校、七会小学校、上佐谷小学校の空調設備（エアコン）工事費用総額4342万5720円、設置委託料が1000万円と伺っておりますが、学校ごとの工事費及び整備費工事内容等、確認の意味でもう一度答弁をお願いいたします。また、統廃合計画により、廃校予定小学校にあえてエアコン設置することとなった経緯についても答弁を願います。

次に、2つ目として、新治小学校、上佐谷小学校の校舎耐震補修工事の経費については、総額5584万6800円と伺っておりますが、廃校予定の上佐谷小学校、新治小学校の2つの小学校の耐震工事を実施することとなった経緯及び工事経費について、学校ごとの工事費及び整備費工事内容について、確認の意味でもう一度答弁をお願いいたします。

次に、小中一貫教育の取り組みが行われている自治体が全国的に多くなってきている状況の中、平成28年度より、小中一貫教育が義務教育学校として制度化され、小中一貫教育が大きな潮流となりつつあります。このような状況下にあつて、本市の小中連携、一貫教育の推進に対する事業の進捗状況を考えますと、近隣自治体におくれをとってしまうのではないかと危惧を抱かざるを得ないところです。本市にあつては、今後のよりよい教育環境の整備推進に向けて一致団結

して強力に推し進めていくことが求められており、そうしなければとの思いを強く感じているところでございます。

そこで、3つ目の小中学校連携、小中一貫教育の推進の遅延の影響について教育長より答弁をお願いいたします。

次に、4番目として、公共施設等の総合計画の推進の遅延についてですが、4小学校統廃合の遅延により、公共施設等の総合管理計画の推進を図る上で、廃校となる校舎や校庭等の跡地利用について、地域住民との協議、検討、合意形成等のさまざまな手続が必要となることと思います。方針・計画・実行に対する判断のおくれにより、ますます時間は刻々となくなってきております。この4小学校統廃合計画の実施遅延による公共施設等の総合計画の推進にどのような影響を及ぼしているか、現在の心境、考え方を市長より答弁願います。

次に、5番目として、千代田地区と霞ヶ浦地区との歩調の乱れによる一体的なまちづくりの遅延についてですが、霞ヶ浦地区において、平成28年度4月には、小学校の統廃合が完了し、中学校・小学校全ての統廃合が完了いたします。一方、千代田地区は、今後の方針も示されないまま、何ら進展がありません。この歩調の乱れによる影響は、合併して10年が過ぎた今、一体的なまちづくりに大きな影響を及ぼすものと思われませんが、どのような見解をお持ちでしょうか、市長より答弁をお願いいたします。

次に、大きな3番として、広報活動の推進による市民に対する情報提供の円滑化についてお伺いいたします。

広報誌を初めホームページの掲示板による広報活動は、行政活動や市民の生涯活動を行う上で貴重な情報を得る有効な手段であることは、皆さんご存じのとおりでございます。こうした貴重な情報については、ホームページの更新や広報誌の配布が適切な手順・管理体制のもと、迅速に行われてこそ有効に機能いたします。そこで、これらの情報提供について、確認の意味を含めまして答弁をお願いいたします。

まず、1つ目のホームページの更新の管理体制及び手順についてですが、例月の各種事業をホームページに掲載するに当たり、各担当課において、どのようなサイクル・手順・方法で行われ、最終的にどこの部署がコントロール・確認しているのか答弁願います。

次に、2つ目として、広報誌の編集・発行・配達・配布（回覧）等の手順及び方法についてお伺いいたします。広報誌については、毎月1回以上発行されておりますが、編集から配布までの手順及び方法についてお伺いいたします。また、発行日から市民に配布されるまでに標準的にどの程度の日数を必要としているか把握していればお伺いいたします。加えて、合併して10年以上経過している中、千代田地区と霞ヶ浦地区の配布方法が異なっており、その理由は特別なものがあるのでしょうか。霞ヶ浦地区については、シルバー人材センターに配布を委託しているということですが、千代田地区は、職員数が不足している中、そういう中にも職員が配布しているのでしょうか。シルバー人材センターへの委託の考えはおありでしょうか。答弁をお願いいたします。

次に、4番目として、女性の活躍推進法施行（平成28年4月1日）を踏まえた今後の行動計画について、9月議会においても冒頭でお話しをさせていただきましたが、日本におきましては、女性の活躍の場の広がりはまだまだの状況の中、ことし8月に念願でありました女性の活躍推進法が創設され、来年4月より施行する運びとなりました。2014年度時点では、米国では43.7%、

欧州では34.2%の女性が管理職や役員として活躍しておられます。日本においては、11%台にとどまっており、諸外国に比べ極めて低い水準になっております。今後、少子高齢化と人口減少が急速に進行する中、女性の活躍の場と女性独自のマネジメント、ひらめき、また気づき等の能力を適正に承認・登用できる体制づくりが求められているものと思われまます。

去る12月1日の記者会見で河野太郎国家公務員制度担当相は、中央省庁の課長・室長級以上に占める女性の割合がことし7月1日現在で3.5%、人数にして330人だったと発表しました。前年9月と比べて0.2ポイントふえましたが、政府が第3次男女共同参画基本計画で定めた「2015年度末に5%程度」との目標には達していません。国の地方機関の課長や中央省庁の課長補佐級以上の女性の割合が6.2%で、こちらも目標の「15年度末に10%程度」には届かないわけです。河野太郎氏は、「第2次安倍政権がスタートしてから飛躍的に伸びてはいるが、息長くやっていくしかない」と述べました。

参考までに述べさせていただきますと、14年度中に育児休業をとった男性の国家公務員は3.1%。政府は20年までに13%にする目標を掲げております。この辺もかすみがうら市はどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

そこで、この法律施行を受けまして、2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目の本市の女性職員数及び管理職の全職員に占める割合並びに女性登用の課題について。

2点目として、行動計画の策定についての考え、計画について（女性の活躍状況の把握・課題・改善すべき事項についての分析等）お伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

田谷議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目、義務教育学校制度化に伴う本市の進むべき方向・計画につきましては教育長から、次に、2点目1番、エアコン設置整備経費、2番、新治小・上佐谷小耐震工事経費については教育部長から、次に、3番、小中連携一貫教育の推進の遅延については教育長からの答弁とさせていただきます。

次の4番、公共施設等総合管理計画の推進の遅延についてお答えをいたします。

ご質問いただきました公共施設等総合管理計画につきましては、本市では、公共施設等マネジメント基本計画として、本年3月に策定したものでございます。この中で、学校施設については、小中学校適正規模化実行計画の推進による施設環境や教育環境の改善を方向性としております。そのために、まずは、このことを最優先に取り組むことが、総合管理計画における位置づけであるというふうに考えております。

また、総合管理計画の期間といたしましては、今後30年間を見通して、当面10年間に取り組む基本的な方向性を取りまとめたものでございますので、現段階におきまして、総合管理計画が遅

延しているという認識はございません。

次に、5番、一体的なまちづくりの遅延については教育長から、次に3点目、広報活動の推進による市民に対する情報提供の円滑化については市長公室長及び総務部長から、次に4点目1番、女性職員の状況と登用の課題等については副市長から、2番、行動計画については総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

[副市長 横瀬典生君登壇]

○副市長（横瀬典生君）

それでは、お答えをいたします。

4点目の女性の活躍推進法施行を踏まえた今後の行動計画についてでございます。

女性の職業生活におけます活躍の推進に関する法律は、平成27年9月4日に公布・施行されました。この法律では、「豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である。」とされており、そのため、1つ目として、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること。2つ目として、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。3つ目として、女性の職業と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきことの3点を基本原則とし、女性の職業生活における躍進を推進するとされています。

この法律の中で、政府は基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を定めなければならないとされています。また、市町村は、基本方針及び都道府県推進計画を勘案して、区域内での女性職業における活躍の推進に関する施策について計画を定めるよう求められています。

さて、具体的な質問4の2でございますが、本市の女性の職員数及び管理職の全職員に占める割合並びに女性登用の課題についてをお答え申し上げます。

平成27年4月1日現在の女性職員は134人です。そのうち課長補佐以上の管理職の女性職員数は7人で、全職員420人に占める割合は1.7%、全管理職114人に占める割合は6.1%でございます。

一方、男性の管理職は107人で、全職員420人に占める割合は25.5%、全管理職114人に占める割合は93.9%でございます。

本市では、課長補佐及び係長については、平成23年度に昇任試験実施要綱を定め、課長補佐昇任試験、係長昇任試験を実施しております。女性の課長補佐級職員や係長級職員は31人です。しかし、部長級及び課長級の女性職員はおりません。

女性登用の課題については、かすみがうら市第2次男女共同参画計画に基づきまして、男女共同参画社会の実現のためには、男性職員の育児休業取得促進や女性職員の管理職登用など、行政から意識をかえていく必要があり、あらゆる施策に対して多くの意見、さまざまな視点を反映していくため、市職員の男女共同参画意識の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

まず初めに、田谷議員の本市教育に対する熱い思いに対しまして、敬意と感謝を申し上げます。それでは、1点目1番、義務教育制度の目的・効果を踏まえた本市の教育方針・具体的行動計画についてのご質問にお答えいたします。

学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行され、小中一貫教育を実施する義務教育学校が創設されることになり、自治体の判断で設置が可能となりました。これまでの小中一貫教育では、子どものつまずきの原因の一つである中1ギャップの解消が期待されており、文部科学省の調査によると、小中一貫教育を行っているほとんどの市町村で中1ギャップ解消などに成果があったと高く評価されております。

一方、小中学校の教員免許の問題や施設一体型では、時間割や日課の工夫、施設の使用時間を調整する必要があることや、施設分離型でも小中学校の交流を図る際の移動時間、移動手段の確保の問題など課題も見受けられるのも事実であります。

小中一貫教育については、これまでも申しておりますが、全国的に注目されふえてきているのが現状であり、近隣市町村でも、つくば市が平成24年度から、土浦市でも平成30年度には小中一貫教育完全実施を目指している状況であります。長期的視点に立った中で本市における小中一貫教育のあり方を考えていきたいと思っております。

1点目2番、千代田中地区4小学校統廃合実施計画と千代田中との連携についてお答えいたします。

本市では、児童生徒に対するよりよい教育環境をつくるため、平成25年3月にかすみがうら市小中学校適正規模化実施計画を策定しました。この計画により適正規模化が進むと、クラスがえが可能な学級数になり、より大きな集団生活を通して、協調性や社会性を養うことができ、社会人集団への適応力や自立心を育むことなどが期待できます。

千代田中学校区の4校においては、統合校の位置について合意が得られないことから、統合委員会が一時休止となっております。子どもたちのためにも適正な規模での教育が望ましいと考えておりますので、地域や保護者の皆さんの意見をお聞きする機会を設けるなどしながら、地域の皆さんの統合に対する意識の醸成を進めてまいりたいと考えております。

また、千代田中との連携につきましては、千代田中学校区の小学校では、現在も社会科見学や宿泊学習などの小学校同士の連携を図り、教育成果を上げる工夫に努めていただいております。さらに千代田中学校と小学校で連携した事業にも取り組んでいる状況であります。小中一貫教育として計画していくかどうかは、現段階では、これまでもお答えしておりますように、霞ヶ浦中学校区、下稲吉中学校区も含めて、市全体での方針の中で位置づける必要があると考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

続きまして、2点目5番、千代田地区と霞ヶ浦地区との歩調の乱れによる一体的なまちづくりの遅延についてお答えいたします。

小中学校の統合につきましては、ご指摘のように千代田地区は統合の協議が休止となり、霞ヶ

浦地区では計画のとおり平成28年4月に統合を迎えることになりましたが、この総意は、それぞれの地域の皆さんのご意見を尊重させていただいた結果であると思います。

霞ヶ浦地区では、これまで地域のシンボリック的存在であった小学校がなくなり、大変寂しい思いをされている方も多くいらっしゃると思いますが、新しくスタートする小学校を地域の皆さんに協力していただいて、素晴らしい学校をつくっていくように努めてまいりたいと考えております。

また、千代田地区では、統合校の位置の問題で4小学校の統合が休止している状況ですが、保護者の皆さんや地域の皆さんも、小学校の統合により適正規模化を進めることについては、基本的に了承していただいているものと認識しております。

今後、地域コミュニティのあり方などの視点から議論を進めることなども検討しながら、なるべく早い段階で地域の皆さんのご理解をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

答弁漏れがあります。

教育長。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

大変失礼いたしました。申しわけありません。

2点目3番、小中連携一貫教育の推進の遅延についてのご質問にお答えいたします。

小中連携につきましては、9年間を見通した系統的連続性のある学習指導を行うため、小小連携とともに学校間の交流を推進してきたところですが、小中一貫教育につきましては、これまでもお答えしておりますように、市としての方針を定めていない状況であります。

1点目のご質問でありましたように、国でも義務教育学校を制度化するなど、小中一貫教育が推進されているところですが、小中一貫教育の導入に当たっては、その地域に合った制度となるよう慎重に検討する必要があると思いますので、他自治体の動向も参考にしながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

大変申しわけありませんでした。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは、まず2点目1番、既存小学校のエアコン設置整備経費につきましてのご質問にお答えをいたします。

エアコンを整備することになりました経緯につきましては、現在、千代田地区小学校統合協議が休止状態となっておりますことから、教育環境の公平性、児童の健康管理を考慮し、未整備であります新治、七会、上佐谷小学校に空調設備を整備することとしたものでございます。

議員ご指摘の小中学校適正規模化実施計画との関連でございますが、廃校を見据え、再利用可能な下りタイプを選択した上で、9月議会の補正予算に計上させていただきました。10月26

日に入札を行いまして、現在、全ての工事請負契約の締結がなされたところでございます。

整備をします教室については、各学校とも普通教室、特別支援教室、コンピューター室でございます。工事内訳につきましては、新治小学校が1512万円、上佐谷小学校1369万4400円、七会小学校が1461万1320円でございます。議員がおっしゃるように総額4342万5720円となっております。また、設計費につきましては、新治小学校が178万2000円、上佐谷小学校が174万9600円、七会小学校が203万400円で、総額は556万2000円でございます。設計費、工事費を合わせた3校の総額としましては4898万7720円となっております。

なお、工事期間につきましては、3校とも平成28年2月29日までとしております。

続きまして、2点目2番、2小学校耐震工事経費につきましてお答えいたします。

学校施設の耐震化につきましては、これまで27年度末までに耐震化率100%を目標としてきましたことから、空調設備と同様に耐震化未整備でありました新治小及び上佐谷小学校の耐震化工事を実施したものでございます。

なお、工事費内訳につきましては、新治小学校が2684万8800円、上佐谷小学校が2899万8000円となっております。議員がおっしゃるように総額で5584万6800円でございます。

工事は耐震補強判定会議によって指摘を受けました箇所の改修を行ったものでございます。内容について申し上げます。まず、新治小学校は建物を補強します耐震ブレースを3カ所、柱の剪断破壊を防止するための構造スリットを2カ所に整備いたしました。一方、上佐谷小学校では、構造スリット17カ所、屋根にかかる笠木部分の改修、屋上受水槽の改修を行いました。ちなみに、耐震ブレースについては指摘を受けてございません。工事は10月30日付で両校とも完了しております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、3点目1番、ホームページの更新の管理体制及び手順についてお答えをいたします。

ホームページにつきましては、ご承知のとおり市の情報発信という大きな目的から、本年7月にリニューアルし、スマートフォンで広報誌が閲覧できるなどの配慮を行いました。利便性の向上を図ったところでございます。

ページの更新及び管理についてですが、ホームページの運用面については情報広報課で管理しております。各ページの更新管理につきましては、基本的に事務を所管する部署ごとに行っているという状況でもございます。

次に、手順につきましては、所属部署の担当がページを作成し、所属長が内容を確認し、決裁をすることとしてございます。最終的には、情報広報課でページの体裁や入力漏れなどの確認をした後に公開をしているという手順となっております。

3点目2番、広報誌の編集・発行・配達・配布（回覧）の手順及び方法についてのうち、市長公室の情報広報課が所管する編集・発行の内容についてお答えをいたします。

広報誌につきましては、今年度5月からお知らせ版の発行を開始してございます。月2回の発

行の中で、市政情報の積極的な発信に努めているところでもございます。

編集に当たりましては、基本的に各部署からの掲載依頼に基づき行っており、広報担当が編集したものを確認した後に発行しているという流れになってございます。毎号1万4300部を発行しており、各自治会のご協力のもとで各家庭に配布をしているという状況でもございます。また、日ごろ市民の皆さんがご利用されている市内の食品スーパーやコンビニエンスストア、金融機関などの協力のもとで広報誌を置かせていただいております、自治会に未加入となっている方々への配慮もしているところでもございます。

今後とも、市政情報の積極的な発信、情報が伝わるという大きな目標を掲げながら、職員個々の広報意識の高揚に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

田谷議員のご質問、3点目2番、広報誌の配達・配布の手順及び方法についてお答えをいたします。

広報誌等につきましては、ただいま市長公室長から答弁がありましたように、月2回配布を行っているところでございます。配達に当たりましては、千代田地区においては職員によって、区長、または常会長へ配達をしております。霞ヶ浦地区におきましては、業務委託によりましてシルバー人材センターにより区長へ配達をしているところであります。

配達箇所数につきましては、千代田地区が約390件、霞ヶ浦地区が約130件でありまして、2日間をかけて各行政区等へ配達しているところでございます。

なお、開催日や申し込み期限が過ぎてから市からの文書が届くことがあるというような苦情をいただいたことから、余裕をもった文書配布を心がけるよう庁内に周知を行っているところであります。

さらに、現在配達するものが地区ごとに異なっている状況でございますが、従前は千代田地区が用務主、霞ヶ浦地区が嘱託職員によって配達を行っていたところでございます。霞ヶ浦地区の嘱託職員につきましては、適切な後任が見つからなかったことから、平成20年度からシルバー人材センターへの委託を実施しております。用務主につきましては、単純労務のために雇用している職員でありますけれども、文書の配達作業のみを行っているわけではありまして、配達に当たっての事前準備やファイリングシステムに基づく文書の整理、保管作業等に当たっているところでございます。現在のところ、千代田地区につきましては、引き続き当該用務手等により配達を実施していく予定でございます。

4点目2番、行動計画の策定について（女性の活躍状況の把握・課題・改善すべき事情について）お答えをいたします。

議員ご指摘のように女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の中で、内閣総理大臣等は、基本方針に則して一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の策定に関する指針を定め、国及び地方公共団体の機関の長などの特定事業主は、この指針に則して特定事業主行動計画を定

めることとされております。

基本方針につきましては、男女を通じた新しい改革への取り組み、採用から登用までの各段階に応じた取り組み、職業生活と家庭生活の両立に関する取り組みのさらなる推進、ハラスメントへの対策等……

○議長（藤井裕一君）

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時08分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

それでは、引き続きお答えをいたします。

公的部門による率先垂範の以上5つの観点から、特定事業主行動計画を定めることとされております。この基本方針に基づきまして、去る12月1日でございますけれども、国の策定指針が告示をされております。この策定指針では、特定事業主は、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、超過勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合、また各役職段階に占める女性職員の割合、男性の配偶者出産休暇、育児休暇の取得数とあわせまして、議員からお話のありました男女別の育児休業の取得率、こういったものを把握いたしまして、さまざまな課題に対応する幅広い内容の行動計画の策定が期待をされております。

なお、公務部門の特定事業主行動計画におきましては、採用から登用まであらゆる段階において実効的な取り組みを進めること。臨時、非常勤職員を含めた全ての女性職員を対象とすること。担当部局の明確化、計画期間を2年から5年程度とすることなどがポイントとされております。

この育児休業につきましてお尋ねのありました男性の取得でございますが、これまでの実績としては1名でございますが、平成25年度において5日間取得をしております。このような取得率につきましても向上させていくことが期待されております。

このようなことを踏まえまして、本市におきましても、平成28年4月1日までに行動計画を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

丁寧なるご答弁ありがとうございました。

それでは、私の再質問とさせていただきます。

過日、文教厚生委員会から霞ヶ浦北小学校を視察してまいりました。霞ヶ浦美並小学校のプー

ルは素晴らしいプールで、本当にオリンピックの選手も出現するのではないかと思われるような施設でして、感嘆いたしました。また、北小学校は、中学校をリニューアルするということで、一つ一つの教室が大変大きくありまして、音楽室などは素晴らしい音楽室に今リニューアルされているところで、感嘆した次第です。素晴らしい学校になっていました。

ですが、同じかすみがうら市の子どもたちであって、霞ヶ浦地区の子どもたちと千代田中地区に通っている子どもたちとの差ができてしまったのではないかなと、私はすごく寂しくなりました。整った設備、そして切磋琢磨できるたくさんの多くの友達との出会い、多様な考え方を持った友達との触れ合いが、やはり同じかすみがうら市の子どもたちでありながら差がついていくということに関して本当に寂しく、いたたまれない思いで、複雑な思いで帰って来たことを今思い出しました。そのようなことも含めまして再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど来、教育長さんが何度かおっしゃっていただいております。なるべく早い段階で、小中一貫校も、あるいは小学校の統廃合も考えておられるということに関しては、まだそのような計画もできていないということで理解してよろしゅうございますか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

先ほどもお話ししましたように、かすみがうら市小中学校適正規模化計画、これにのっとって事業が進められるということで霞ヶ浦地区は進んできておるわけです。あくまでもそれはまだ廃棄になったわけではないと認識しておりますので、それにのっとって進められるのかなという、そういう考え方もありますけれども、現状として場所をめぐって合意が得られていないということも、これも大きな事実でございますので、その辺を踏まえながら進めていかなければならないと認識しております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

何度も位置についてまだまだ認識が統一されていないというご答弁をいただきますけれども、位置に関して認識されていないということに関しては、来年の2月をもちまして丸2年が経過するわけです。土浦市もつくば市も、全国的に28年4月から小中一貫校を目指しましょうという、国のそういう企画がありながら、2年間をもう間もなく迎えようとするときに、位置がどうかということで、同じかすみがうら市に住む子どもたちにそのような差ができてよろしいと思っておられるのでしょうか、市長にお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

統合の関係ですね、田谷議員に大変ご心配をおかけいたしまして、またいろいろな意味でご提言いただきましたことに関しまして感謝を申し上げたいと思います。

同じ環境でできないことについては、本当に私も決してよくないとは思っております。

ただ、学校が大規模であるから、例えば小規模であるから、教育の差が極端に出してしまうとか、

決してそんなことはございません。それぞれの特徴を生かした教育をしていると思います。そういう中で、より適正規模化に持っていくことが一番理想でありますから、そうなれるようにいろいろな角度から進めながら努力していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

市長さんがそのようにお考えのことは、私も重々承知の上でお話しさせていただきますと、そのような統廃合の会合に私傍聴した際に、小学校の校長先生から、要は少数人数ですと、球技もできないし、その少数人数の中で、男性も女性も奇数の場合は手をつないで、あるいはそういうふうな低学年のそういう子どもたちの、そういう部分も困るということでした。球技もできないということですし、いろいろな面で、いじめがあった場合とかは、それこそ逃げ場を失うという究極的なこととお話しされたこともございます。どうぞ、もう間もなく2年もたつところですので、早急に統廃合はやっていただきたいなと思うところです。

それで、教育長さんにちょっとお伺ひしたいんですけれども、メリットとデメリットのことをこの間お話しさせていただいたんですけれども、デメリットは教職員の負担が重くなるということをおっしゃっていただいたんですが、それはどういう角度から教職員の重度の仕事になるとお考えでしょうか、お伺ひします。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在のそれぞれの小学校、中学校に配置されている職員は、それぞれの学校のみ教育活動に携わっているわけでございます。ところが、小中一貫教育となりますと、現段階で考えますと、加配がないというようなことを前提として考えた場合には、中学校の先生が小学校の指導にも当たる、あるいは小学校の先生が中学校の部活動などにもかかわるといったようなことで負担が増すというような、重立ったところはそういうところが挙げられるのかなと思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

そうですと、小中一貫したメリットを政府のほうで挙げています。先ほど来、私がお話しさせていただきましたことは、全然関知しないということでしょうかね。私はそうは思いませんで、やはり先生も教育長になられる前は、一生懸命子どもたちをご指導なさったと思うんですけれども、先生は一心に子どもたちのことを思って教育なさると思うんですよ。それで、やはり一生懸命さが、そういうものも全部吹き飛ばして、そして子どもたちと一体になるのじゃないかなと私は思います。

担当の先生方は、その担当の教科に対して、すこぶるすばらしい教養も、そしてまた、すばら

しいご指導もなさると思うので、そういう面に関しても、小中一貫校になれば、5、6年になりますと、担当の教科の先生方がきちんと見ていただくということになりますと、子どもたちの成績にも差が出てくるのかな、そして成績が伸びていくのかなと思ったりもしますので、ぜひその辺のところもよくご考慮いただいて、早目に小中一貫校、あるいは統廃合に向けてご努力いただきたいなと思うところですが、教育長さん、もう一度お願いします。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

私は、メリットということで、田谷議員さんが4点ですか、挙げられております。これについては、そのとおりだと私も同感の思いでございます。

私は、先ほど言いましたようにデメリットのすることについて、それがクリアができる、そういう見通しの確保、あるいは具体的には教師の加配などの措置がとっていただけるようになった場合には、負担過重というようなことも解消されるのではないかなということで、決して小中一貫教育そのものを否定したようなことではございませんので、その点ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

田谷議員、質問項目、どの項目か明確にしてから質問していただきたいと思います。

○7番（田谷文子君）

わかりました。私、今、1番と2番を総合的に考えさせていただきましたので、その辺はご了承いただきたいなと思います。

○議長（藤井裕一君）

はい、お願いします。

○7番（田谷文子君）

それから、先ほど来、エアコンと、それから耐震工事の経費のことをお伺いしました。

私、今ざっと計算しましたところ、エアコンと耐震工事で約1億円かかっているわけですね。ですので、やはりこの統廃合がおくれたということに関して、子どもたちも不便を感じているということに関して、市のほうの財政も1億円もかけているのかなと今しみじみ思った次第です。その辺もご考慮いただいて、統廃合をよろしくお願いしたいと思います。

それで、もう一つ、最後にお聞きしたいんですけども、教育長さんね、近隣市町村のどちらの、ご相談なさったということはあるんですか、どちらかの市町村に。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの質問にお答えいたします。

私は、つくば市教育委員会の関係者で実際に学校経営に携わった方にお聞きしまして、この前の議会でもお答えしましたように、重立ったこととしてメリット・デメリットを申し上げさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

つくば市では、今、実際、統廃合、小中一貫校を実施しているわけですがけれども、その中でそのようなメリット・デメリットがあるということでしょうかね、教育長さんがおっしゃるように。実際、教師がそういうふうにおっしゃっているんですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

学力向上のことも、例えば文部科学省から出ている小中連携一貫教育の推進についてという冊子を見ますと、有効であるというようなことも記載されておりますけれども、それについての検証、このあり方について、今後進める必要があるというようなとらえ方をしておりますが、私が実際に小中一貫教育に携わった方に聞きましたところ、はっきりとは、そういう結果が、その小中一貫をやったからこういう結果が出ているとは言い切れないというようなことで、やはり文部科学省で言っている、もう少し検証をしていく必要があるんだろうなというように認識しております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

田谷議員、どの項目かおっしゃってから質問してください。今、どこをやっているかわかりませんので、よろしくお願いします。

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

それでは、千代田4小学校区の統廃合を一日でも早く、まず計画を立ち上げて、そして即効的に会議を開いていただくことをお約束していただけますか、市長、よろしくお願いします。ご答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

時期の明示まではできませんけれども、そういった気持ちで努力させていただきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

時期は明示していただけないんですか。そうしたら、またずるずるといくような気がしてちょっと心配ではありますが、そのような市長も教育長もまだなるべく早い段階で、そのようにしますよということを肝に銘じまして、次、3番目の広報活動の推進についての質問に移らせていただきます。

先ほど来、公室長の答弁の中で、7月にホームページをリニューアルしたという答弁がございました。どのような変化があったのか。また、一方で、広報誌の情報はどうようになっていくのか、その辺をお答えいただきたいなと思います。お願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、ホームページのリニューアル、これは7月の中旬から新しくスタートさせていただきました。どのように変わってきたかという点につきましては、まずホームページをリニューアルした大きな目標といたしましては、市政情報をいかに国内外、あるいは市民の皆さんに情報を伝えることができるかということを中心に大きな目標としてきております。その策といたしましては、ホームページにあわせまして、市の公式のツイッター、あるいはフェイスブックを活用しながら市政情報を拡散したというのが一つでもございます。その結果、アクセス数、ホームページの一番トップページのアクセス数でございますが、7月から10月までで約10万5000件のアクセス数がありました。その中では、特に日常生活にかかわるごみの収集日の閲覧、あるいは健診、これは保健センターの健診のほうですね、そういう部分とか、特徴のある部分では、やはり台風18号時に市内でどのぐらいの警戒態勢をとったとか、被害状況があったとかという、そういう閲覧の件数が多かったという状況でもございます。

また、一方では、ふるさと納税を一つ参考にとりますと、今現在で大体550件を超える寄附の件数がございます。額にしても900万円をもう既に超えてございます。そういう点でも、かすみがうら市の情報発信がいろいろな方策をとることによって拡散したということが成果として受けとめているところでもございます。そういう点も踏まえまして、今後とも日々、市政情報の更新に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、一方、広報誌におきましても、電子版、要するにスマートフォンで見られると、閲覧ができるというようなことで、フェイスブックを活用しながら、そのアプリのダウンロードができるような、そういう方策を11月の末から開始いたしましたので、この広報誌につきましても、市民の皆さん方に情報が伝わる、若い人たちにも情報を伝えることができるということを念頭に置きながら努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございました。

市政情報をいち早く報道するというところでリニューアルしました、あるいは体制を整えましたとおっしゃってございましたけれども、実際、私が見たわけでもないのですが、ちょっと核心的なことではないんですけども、かすみがうら祭の報道、ホームページの掲載が少し遅くなっていたということは、市長公室長さん、ご存じでしたか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

その点把握はしてございませんが、そういう不手際というか、おくれたということであれば、どんどん前もって情報を流していくということに考え方を切りかえながら、早目に更新をさせていただければというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございます。ご期待申し上げますので、よろしく申し上げます。

それでは、時間ももう間もなくですので、4番目の女性の活躍の推進法を踏まえた今後の行動計画について、先ほど来お話がありましたように、育児休業をとっている方もお一人いるということで、何かかすみがうら市も開けてきたのかなというふうに感じまして、ありがとうございます。

昇任試験をきっちり受けて女性の登用がなされるということに関して感銘しました。やはりこの昇任試験を受けるということに関しては、上司が受けたほうがいいよとかという、そういうアドバイスとかはなさるんですか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

やはり上司の判断次第でございますけれども、やはり全体として受験を進めるような、受けやすい雰囲気の中で、ぜひ皆さんに昇任を目指していただきたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございます。

私もそういう中にきた者の一人として、やはり上司からそのような言葉を受けたことがすごくうれしく感じましたので、やはり引き上げる、そのような作用も上司にはあるのかなというふうに感じました。

それで、男性も女性も、男性とか女性とかにかかわらず、現在では女性の高学歴の方が多くございます。同じ土俵に立って、そして20代の育成時代から能力のある者は登用していく、そのような線路に乗せるような、そのような労務になってほしいなと切に思っています。

そして、採用、教育、育成、登用の流れを目標を持ってやってもらえたら、女性ももっと羽ばたいて、もっとかすみがうら市のために頑張ろうという気が湧いてくるんじゃないかなというふうに感じます。

これからも折を見て、その後の推進状況を質問していきたいなと思っておりますので、市長初め女性の活躍の場を広げていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時35分

再 開 午前11時36分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

おはようございます。設楽健夫でございます。

通告に従い、質問させていただきます。私の持ち時間は90分でありまして、120分から30分短縮しておりますので、ちょっとわかりませんが、質問をさせていただきます。

テレビ中継でも放映されていますように、私は市民にできるだけわかるように、あるいは市民の方々とともに市政を考えていきたいというふうを考えて、これを基本に一般質問を続けてまいりました。本日もそのような観点で質問もしていきますので、よろしくお願ひします。

1番、特別職、市長、副市長、教育長、政治倫理条例、これを市民の権利としての条例制定を求めて質問をさせていただきます。

①市民の権利としての政治倫理審査権について。

過日、日立市で行われました茨城県議員研修で挨拶された高萩市の市長は、政治倫理条例、議会基本条例を制定し、議会全員協議会、委員会のテレビ放映を行い、シームレスな、市民にわかるような議会運営を行い、市民の信頼と一体感を持った市政運営を行っているという現況報告と挨拶を行っておりました。近隣のほとんどの市町村において制定されております政治倫理条例には、市民の権利としての政治倫理審査権が定められています。

お隣の石岡市の政治倫理条例の政治倫理条例審査会の項目を見てみます。

第5条に政治倫理確立のための必要な事項を調査するため、石岡市政治倫理審査会を置く。

2、市長、議長、市民から市長等及び議員の政治倫理基準及び遵守事項の違反に関しての調査請求があった場合、審査会は当該市長等及び議員に対し、事情を聴取し、若しくは資料の提出を求め、又はその関係者に対し必要な調査を行うものとする。

3、審査会の委員は、7人とする。

4、審査会の委員の任期は2年とする。

5、審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

このような権利が市民に付与され、市民の権利として当たり前のものとして行使される条件が整えられています。

かすみがうら市の市民の権利として、政治倫理条例を定める必要があると思います。喫緊の課題であると思います。市長、副市長、教育長の答弁を求めます。

②特別職の政治倫理条例制定の責務について。

この点についても近隣の条例の中から説明をさせていただきます。

そして、市長及び特別職の政治倫理条例制定の前回の質問に対する回答にありました検討結果の説明を求めてまいります。

6月の市長答弁におきましては、平成25年市議会第2回定例会において提案をいたしましたとおり、市長、副市長、教育長を対象とした政治倫理条例については、再度議案を提出するかどうか検討してまいりたいと考えておりますという答弁でございました。そしてまた、今のは6月の答弁です。9月の答弁におきましては、各分野、部門、さまざまな角度から検討してまいりますので、もう少し時間をいただきたく、ご理解のほどお願いを申し上げますという答弁をいただきました。そうした観点を踏まえまして質問を続けさせていただきます。

繰り返しになりますけれども、地方公務員法第30条には、全ての職員は、全体の奉仕者としての公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないというふうにあります。そして、この地方公務員法の2として、この法律規定は、特別職に属する地方公務員には適用しないというふうに述べられています。特別職、議員は、公務員の模範として、政治倫理条例を定め、そして市民に政治倫理審査権を権利として定め、そして信頼され、わかりやすい市政を行っていく義務がありますし、それは条例として定めていくのが日本全国、あるいは茨城県の中でも多くのほとんどの市町村で定められている政治倫理条例であります。

石岡市の政治倫理条例の第1条を見てみます。第1条、この条例は、市政が市民の厳粛な信託に基づくものであり、公職にある者が、私的な利害関係によって公職の遂行を妨げられることがあってはならないことを認識し、その担い手たる市長、副市長及び教育長並びに市議会議員が、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理性の自覚を高め、市政に対する市民の信頼を強固にすることを旨とするものである、このようにうたわれております。石岡市においては、市長、副市長、教育委員長、市議会議員による政治倫理条例として制定されております。

3月に続き6月議会で答弁いただきました市長及び特別職の政治倫理条例制定検討結果の報告を求めてまいりたいというふうに思います。

③、再び不祥事を起こしていかない信頼される市政を目指しまして、不祥事再発防止整備状況の年度総括の実施について。

「交通違反等不祥事の再発防止」、そしてまた、「公金取扱適正化計画」、「継続的な監査」、この3項目について質問してまいります。

前回、9月答弁の内容について結果報告及び来年度計画をご報告いただきたいと思います。その中で、前回答弁のありました、①5つの指摘事項の対策と確認、そして公金取扱適正化計画の改正が答弁にありました。そしてまた、監査事務局の監査が同時並行に相互に協力し合いながら行っているという報告もありました。この点についての報告をお願いします。

そして、2番目として、再質問の中で質問させていただきました、これから暮れにかけて飲酒運転等多く新聞で報道されてくるような時期に当たってまいりますけれども、安全運転管理者の道路交通法施行規則第9条第10項、7つの法定義務実施要綱についてお願いを申し上げますけれども、市の安全運転管理者の道路交通法施行規則に従って、どのようにその後整備されてきて

いるのかということについて報告をお願いします。また、二度と起こさないために市民の模範となる安全運転の励行意識の高揚のために、部課内のアルコールチェッカーの使用の実施要領、そのようなものについて定められてきているのかどうかということについても報告をお願いします。

そして、来年度に向けて、年間の基本的な実施計画を定められていく時期に入っていると思えますけれども、この点についても報告をお願いいたします。

大きな2番の項目に入らせていただきます。地域福祉活動計画の件です。

社会福祉協議会、これは平成26年3月に計画が定められていますが、この点について質問をさせていただきます。

①、この第1期活動計画実施計画、これは平成26年から29年とされていますけれども、地区協議会の活動について質問します。特に霞ヶ浦地区の整備、これは17ページに記載されています。また、福祉サービスの充実、これは39ページに記載されています。その中で、具体的に地区福祉協議会活動の現状と課題、17ページ中段、(1)千代田地区の組織の再構築及び霞ヶ浦地区の組織の整備が必要である。(2)地区社協としての柱となる事業——既存事業の再検討が必要である。①配食サービス——対象者拡大のための総合的な検討。これは千代田地区で毎年地区単位で行われている事業であります。これは小学校単位で構成されていますけれども、大きく2つの事業が各地区で行われていますけれども、その1番目が配食サービスです。ひとり暮らし老人等に対してですね。②交流会を実施しています。趣旨に沿った高齢者の交流、世代間交流、幅広い交流の総合的な検討が必要である。これは千代田地区においても参加者の年齢について大きく差がございますけれども、そういうことも含めての検討だというふうに思いますが、このようなことが記載されております。(3)で弱者救済事業——新規事業企画立案、これを実施していく必要がありますという記載があります。(4)、市民の方にこのような活動を広く知っていただくために、地区社協活動のPR、特に地区区長会(公民館活動)との連携を密にして地域活動の活性化対策を行っていく必要があるということが記載されています。この点について具体的にどのような形で、今どの段階に来ているのかという報告をお願いします。

そしてまた、千代田地区におきましては、これから千代田地区においても進んでいくこととなります。小学校統廃合の時期を踏まえ、地域包括支援センター、地域ケアシステム事業など福祉サービスを受ける高齢者を念頭に福祉コミュニティ圏構築の観点から地区区域組織の枠組みの再構築、こういうことについても準備していく必要がある。これは霞ヶ浦地区においては、また違う側面になりますけれども、こういうことがうたわれています。そして、霞ヶ浦地区においては、地区の社協の必要性について、区長、民生委員、ボランティア等の方々との調整の上、組織立ち上げの協議検討を行っていくということが記載されています。26年度に発表されているこの基本計画が、27年度、1年以上経過していますけれども、その中で今どの段階に来ているのかという点についての報告をお願いします。

②、国でもガイドラインが提出されてきています。介護予防・日常生活支援総合事業の本市における実施計画について質問していきます。

本年6月5日、厚生労働省からもやっと「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」が発表されています。市の総合事業の分類・実施計画について説明を求めていきます。

この点については、このガイドラインの中に具体的に、このような組織は社会福祉協議会を中心につくり上げていくのか、包括支援センター、地域ケアセンターを軸につくり上げていくのか、行政区を中心につくり上げていくのか、具体的な事例がその中に盛り込まれて、各市町村に検討をくみ上げていくことを案内しています。かすみがうら市においてどのようにこれを進めていくのか、この点について質問させていただきます。

そして、3番目として、茨城県において先行的な取り組みとして、3市において取り組みが進んでいます。これは茨城県福祉部の指導でそういう形で進んでいるのかどうか分かりませんが、福祉部の方に聞いても、この3市が行っていると。参考という形で見ていく必要があると思いますけれども、土浦市、牛久市、ひたちなか市において総合的な事業が先導的に実施されております。把握され検討されておりますかどうか。そしてまた、何を学んでいくのか報告を求めます。特にお隣の土浦市においても具体的な取り組みが開始されております。

④番目になります。かすみがうら市における介護ステーションの設立について、この点について質問させていただきます。

当市の介護ステーションは撤収されています。経過の説明を求めます。

今後、在宅医療が増加していくと思われまます。県の補助対象事業として、現在のですね、①在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るための整備事業への補助。地域包括ケア推進に資する事業があります——に対する補助。要員は県看護協会からの派遣となります。これは土浦市にありますけれども、これは県の進める「在宅医療・介護連携拠点（ネットワークの構築）となり、役割分担と相互協力、「在宅医療と介護への参入とチームを組んだ一体的な取り組み」になっていくというふうに思います。茨城県在宅医療・介護連携事業にも合致してくると思います。そして、それは市の地域包括支援センターの機能の増強にもなると思います。お互いに情報交換を密にして、介護と、そして看護と、そういうものの対応をきめ細やかに行って、市民のニーズにこたえていくためにも必要なことかと思ひます。市民にとって在宅医療・介護のよりよいサービスにつながるものと思ひます。答弁を求めます。

⑤地域包括支援センターと関連相談窓口の連携について。

地域包括支援センターは、この庁舎のお隣に設置されておりますけれども、広い市でございますから、その連携についての質問です。地域包括支援センターに接続できる体制と市民への案内体制について報告をお願いします。

現状は、あじさい館入り口に50センチメートル四方の白色のボードで地域ケアセンターというふうにかかれ下がっています。サービス内容は表示されていません。地域包括支援センターへの案内表示もありません。各センターのサービス内容案内表示板も立てていく必要があります。市民がそこに行って何をやっているのかということがわかるようなサービスがぜひとも必要です。そのためには、各センターにおける職務内容の表示が必要です。また、相談窓口ですよという表示も必要になると思ひます。そして、土浦市においては「土浦市社会福祉協議会地域包括支援センター」という表示がなされています。そして、その中に「介護保険の対象となる方は、地域包括支援センター職員が訪問させていただくことがあります」と明示しています。これはかすみがうら市においても、社会福祉協議会を訪ねていった方が介護の申請をしていく上で、包括支援センターにつなげていく、包括支援センターは、ケアマネージャーが電話対応においても対応し、

必要に応じて、その方の自宅に訪問していくという取り決めの中で定められていますけれども、こうしたことが、例えば霞ヶ浦地区において、あるいは千代田公民館地区において、速やかにわかるような体制が必要になってくる。そして、中央センターの包括支援センターが的確に困っている人たちに対して対応していくような、そのようなきめ細かな体制を一刻も早く整えていく必要があると思います。答弁を求めます。

⑥地域ケアシステム推進事業の実施状況について。

この点については、平成17年3月28日「かすみがうら市地域ケアシステム推進事業実施要項」第4条の実施状況の報告の中に報告項目が記載されています。この第4条の実施状況の報告を求めます。また、前の⑤の質問と関連しますが、「対象者及び事業内容」が市民によくわかるように表示・説明することをあわせてお願いいたしまして、答弁を求めます。

⑦番に移ります。霞ヶ浦地区統合小学校の放課後児童クラブの受け入れ態勢と募集状況について。

この項目については、千代田地区においても、今、放課後児童クラブの対象は、1年生から6年生まで広がっています。そして、それは千代田地区にあります児童クラブと、そして学校と分担をして放課後児童クラブの運営を行っている状況があります。したがって、このことは霞ヶ浦地区のみならず、千代田地区においても、すぐに細かな対応が必要になってくる項目でもあります。

前回答弁、「霞ヶ浦地区の南小学校におきまして、第一保育所の余裕教室70名、南小学校のランチルーム35名から40名、仮称でございますが、私立みなみ児童クラブが60名の予定の3施設の受け入れ可能数は165名から170名である」という答弁がありました。

1番目として、放課後児童クラブの最新の申し込み人数、そして私立みなみ児童クラブの申し込み人数の報告を求めます。

2として、放課後児童クラブの一時的施設の整備計画実施状況、これは保育所を使っていくということになりますけれども、保育所との教室通路、グラウンドの境界、小学校からの移動通路、父兄の迎への駐車場、そして夜になりますから通路の街灯、防犯含めてですね。また、ランチルームの整備がどのような形で想定され準備されているのかということについて具体的に報告を求めます。新しい取り組みで、父兄も子どもたちも不安の中に落ち込まないようにしていく必要があると思いますので、丁寧な対応が必要だと思います。ぜひとも丁寧な対応の報告をお願いしたいと思います。

⑧番目として、今、霞ヶ浦地区の南小学校の放課後児童クラブは暫定的に保育所と、そして足りない場合はランチルームを便宜的に使っていくということになっています。北中は、今までも報告がありましたように、武道館を改造して立派なものできていますけれども、そういう状況になっています。暫定的にということとは、本施設、どういうふうにしていくのか、この点についての報告を求めます。設立計画について、現段階での準備状況の説明をお願いします。この点については、学校教育課の空き教室の利用だとか、あるいはさまざまな利用の複合的な利用、そういうことも含まれてくるというふうに思いますけれども、現段階における本施設計画について、その設立計画についての準備状況、あるいは考え方、そして今後の進め方についての報告を求めさせていただきますというふうに思います。

続きまして……

○議長（藤井裕一君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午後 0時02分

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

質問を再開します。

3、公共施設の統廃合・使用料金値上げ、霞ヶ浦地区公民館閉鎖は「千代田地区小学校統合」まで「休止・モラトリアム」、バランスのある行政を求めています。

①公共施設のあり方、使用料金検討の地域住民の声について。

これは、説明会、ワークショップ、要望書等、地域住民の声、あるいは各委員会の意見等の報告をお願いします。

②霞ヶ浦地区公民館の看板取り外しとライフライン停止について。

霞ヶ浦地区の地区公民館長からの要望書が提出されていると思います。この点についての報告をお願いします。

ライフラインの停止は、あるまじき施策と思います。また、この管理を教育委員会から総務部に移し、ライフラインの停止後、その再開は総務部管財課に移り、そこでの検討に付するとの手法は、市民の地域活動を不安と路頭に迷わせる手法であり、およそ市民協働に反する行政のとるべき手法にあらざらぬと思います。答弁を求めます。

③霞ヶ浦地区公民館活動の近隣市町村での高い評価の検証について報告を求めていると思います。

地区公民館活動を担当する教育委員会から、近隣市町村からの評価をこの間得ていると思いますので、お伺いします。

④千代田地区は耐震施設、霞ヶ浦地区はそれがない不公平行政について。

前回の答弁で、閉校後の体育館、グラウンドの暫定使用については、活動を続けている方々の活動を守っていくために、同じく公民館の施設継続使用も、市民活動の拠点として暫定使用との回答をいただきました。これは活動を維持していくためには必要なことと思います。

小学校の全市統合も含めて、新しい全市の総合計画の中で施設をどのように使っていくのか、

そのような議論を先行させていくべきだと思います。全市の整合性のある、そして全市的なバランスのとれた市政を、そして構想を打ち出していき、そして市民に対してどういうふうにしていくのかということ問いかけていくべきだというふうに思います。答弁を求めます。

千代田地区には児童館、南小学校は暫定使用で放課後児童クラブ。

公共施設のあり方は、総合的に検討されていくべきです。これも統合後の施設のあり方も含めて具体的にやるべきであり、これも総合計画の中でどのような配置にしていくのか、児童館はどうするのか、放課後児童クラブはどうしていくのか、小学校の閉校後の使い方はどういうふうにしていくのかということの具体的な計画があって、そしてそれを提案していくということが必要だと思います。霞ヶ浦地区が先行しているということで、そのアンバランスな形で物事を決めていくということについては避けるべきで、これは千代田地区の学校の統廃合の基本的な計画、実施計画を含めて、そして千代田地区でもどこが閉校になり、どこが残っていくのかということをしちっと整理をして、そして全市的な形での形を決めていくということが必要であるというふうに思います。

霞ヶ浦地区で進むビジョン無き小学校閉校後の風景について。

行方市において閉校後の学校施設のあり方について、ファーマーズビレッジという形で新聞にも報道されているというふうに思いますが、閉校後の具体的な計画をさらに検討していくことが必要であるというふうに思います。特に公共施設のマネジメントのあり方の中にも、必ずと言っていいほど、廃校施設の有効活用、学校施設との複合化、統廃合と関連させた運動場、体育館の施設共用複合化等を検討すべきであるというふううたわれています。

公共施設のあり方は、やはりここでも総合的に定め、そして全市的な姿を早急に打ち出していくということが必要になっていると思います。

⑦バランスあるコミュニティ「まちづくり」の総合ビジョンについて。

市政は具体的に進んでいくと思います。

地域コミュニティについて申し上げますと、1) 社会教育を含む小学校の統合の千代田地区の統合と施設の有効的な活用、こういうものが進んでまいります。2) 千代田地区における公民館活動の28年度開始と霞ヶ浦地区公民館活動との交流、全市公民館活動と進んでいきます。3) 千代田地区社会福祉協議会活動の紹介と霞ヶ浦地区での組織化、全市的な地区社会福祉協議会活動が進んでまいります。4) 行政区における防災組織の全市的な展開が始まろうとしています。これの地域的な展開が始まっていきます。5) コミュニティバスのまちづくりに沿った運行と社会教育と社会福祉の複合的なバスの運行の検討等を含めて、新しいまちづくりの総合的な計画は具体的に進んでまいります。地域コミュニティのあり方も具体的に進み、複合化も進んでまいります。公共施設のあり方、料金改定もこうしたまちづくりのビジョンを示し、総合的に市民に提案し協議を進めていくことが必要であるというふうに思います。見解を求めます。

4、「公共施設の効果的活用と適正な維持管理計画に関する調査研究書、平成26年3月」の検証について。

①小学校統合を初めとした全市的な取り組み行政。②公民館とこれからの千代田地区公民館を含めた地域コミュニティについて。③防災訓練と避難場所、防災組織と公民館設立、そして公民館活動との連携。④千代田地区公民館設立準備と地区活動について。そして、⑤霞ヶ浦地区公民

館の分館活動と地区公民館の施設整備について。⑥番として、行政機構改革について答弁を求めます。

この研究報告書は、市長公室と地方自治研究機構が事務局で整理されました。ところが、公共施設等マネジメント計画、公共施設等管理計画は総務部管財課に移っています。「まちづくり計画」は一部局で担当することは不可能です。現実に霞ヶ浦公民館の管理は管財課に移ろうとしています。管財課はあくまでも管理です。まちの魅力や市民生活の質が高まる施設は、当初の市長公室が主管となるべきであり、総合計画で展開される内容でもあります。千代田地区の新しい公民館づくり準備作業においても、この県のコーディネーターから再三、機構改革が必要であるという話が出されています。行政の機構改革が求められています。管理の施設ありきではなくて、まちづくりの基本構想を基本的に全体的に示して、そしてその中で今後の財政も含めた市のあり方を検討していくということに軌道を修正していくべきであるというふうに考えます。

⑦まちづくりのビジョンを前提とした研究報告書の再検討を求めます。

26年3月に報告書が出されています。この点について、かすみがうら市におけるあり方についても示されています。この点については、つまみ食いをしていく、あるいは何らかのものを選んでいくということではなくて、総合的にやはり検証して、まちづくりの観点から整理をし直していくということが必要だというふうに思います。そのことを求めてまいります。

⑧番、求められる市民協働のまちづくりの活動拠点について。

その201ページにうたわれておりますが、まちづくりには、市民協働、市民の自発的な活動、官民協働の行政と一体となった市民の活動が不可欠となってきます。市民が活動していく拠点が必要です。並行する施設の有効活用も含めて、市民の活動センターを創設することを求めてまいります。このセンターは、いつでも市民が使える市民管理のセンターとして創設していくことを検討する必要があります。既存の施設を使って、きょうはここ、あすはあそこという形ではなくて、市民の人がそこに集まって、そして全市的な形で市民活動、ボランティア活動、そういうものが展開していけるような、そういうセンターが今必要になっているというふうに思います。

5、世界湖沼会議、国体、オリンピックへの市長の抱負と取り組み準備について、見解を求めます。

①三大イベント、湖沼会議、国民体育大会、そしてオリンピック、この3つについての位置づけと、本市の取り組み計画について見解をお聞かせください。

②世界湖沼会議への取り組みについて。

ここでも世界湖沼会議霞ヶ浦95で霞ヶ浦宣言が出され、かすみがうら市と土浦市にまたがる霞ヶ浦環境科学センターが設立、泳げる霞ヶ浦を取り戻す事業が始まりました。1、人口と生物多様性に関する宣言では、人間が湖沼に及ぼす生態学的な影響を最小にするライフスタイルの転換、そしてまた、環境教育についての宣言、そして6番目、総合的な流域管理に関する宣言等が記されています。

かすみがうら市がいかなる取り組みを行ってきたのかを整理し、未来への取り組みを再スタートさせる絶好の機会でもあります。答弁を求めます。

③国体、オリンピックへの取り組みについて。

かすみがうら市をアピールしていく絶好の機会であると思います。世界湖沼会議が2018年、い

きいき茨城ゆめ国体が2019年、東京オリンピックが2020年、そしてまた、サッカー予選大会が鹿島スタジアムということが検討されています。日本の人々、世界の人々が茨城に霞ヶ浦に集まる三大イベントに、かすみがうら市がこれをどう位置づけ取り組んでいくのか、市を挙げて取り組んでいく市長の抱負をお聞かせ願いたいというふうに思います。

④平成25年4月「志戸崎地区活性化計画」の進捗状況について。

志戸崎活性化計画の2つの柱がありました。

1、地域のスポーツクラブとの共同による水辺を活用したカヌー体験など、多目的にしうる「棧橋」の整備、帆引き船発祥の地として内外から注目を集め、体験的観光の目玉となりつつある観光帆引き船の整備を行う。霞ヶ浦に生息する魚類を展示した水族館や帆引き船のメカニズム・漁民の暮らしを伝える郷土資料館等の歩崎公園内の施設と有機的に連携し、当該地区の交流人口の拡大を目指す。

2として、交流拠点としては小規模かつ老朽化した既存の生産物直売所にかえて、新たな地域連携販売力強化施設を整備し、農水産物や加工品を直接販売することにより、農家、漁師の方々、水産加工業者の経営改善と就業を促進し、魅力ある農水産業を創出するものであるという内容で、目標数値として、交流人口の増加では10.33%を増加させる。そして、販売力では、およそ倍を目指していく。以上の計画を実現していくために、平成26年5月、関東農政局に、①地域連携販売力強化施設の整備、②地域資源活用起業支援施設——棧橋です——の農村活性化プロジェクト支援交付金申請書を提出しています。

この志戸崎の活性化計画について、2つの大きな柱がどのような形で今進み、これからどのような形での課題があるのか。そして、どこを目指していくのかということについての答弁を求めています。

そして、私たちは、昭和55年3月、茨城県と出島村は共同で「水郷筑波国定公園—歩崎地区観光施設整備基本構想」を県と出島村、これは坂本村長の時代のもとに発表しました。2期目のときです。これまでの県—茨城県の取り組みの経過を整理し、改めて取り組みを総合的に進めていく必要があります。

このことは、歩崎地区において進められてきたことではありますが、雪入地区におけるあの公園とネイチャーセンターも同じような形で、先人が大きな構想と計画のもとに整備されてきたものと思われます。こういうものを大切にしながら、そしてその遺志を引き継いで、困難な財政の中にありながらも、一つ一つ進めていくことが今求められてきているというふうに思います。

⑤水郷筑波国定公園を礎石としたジオパーク構想について。

歩崎周辺は昭和8年、茨城県の名勝として指定を受け、昭和25年に茨城百景、1959年（昭和34年）3月に水郷筑波国定公園になり、1969年（昭和44年）に筑波山、加波山地域を加えて水郷筑波国定公園と定められました。霞ヶ浦地区レイクサイドゾーンとして観光開発をすべき地域とされてきました。対照的にジオパーク構想は筑波山から始まっています。かすみがうら市歩崎から千代田の山々までの台地の市として、水郷筑波国定公園を地域の中心として取り組んでいく価値があるというふうに思います。市のこれまでの取り組みと位置づけと、今後の構想について答弁を求めます。

⑥系統的な観光事業を推進する観光協会の整備について。

系統的な観光事業を進めていく上で、歩崎交流センターと、そしてまた、神立地区、そして雪入ネイチャーセンターを核に観光を企画し、リピーターを確保していく系統的な観光協会観光センターの設立が必要であると思います。全国で活躍してきた団塊の世代前後の方々が活躍していく時をも迎えていると思います。若い人々と手を結び夢を描いていく観光協会の整備を行っていく時を迎えていると思います。土浦市にも学び、系統的な歴史的事業を行う職員を配置すべきだと思います。答弁を求めます。

以上をもちまして質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

設楽議員の質問にお答えいたします。

1 点目 1 番及び 2 番、政治倫理条例についての質問をあわせてお答えいたします。

前回の第 3 回定例会の答弁と重複する点がございますが、ご了承願います。

市政を預かる身といたしまして、倫理の確立を図ることにより、市政に対する市民の信頼にこたえることは必要であるとともに、特別職という立場はさらに高い倫理観が求められていると認識をしております。

しかし、現在のところ、議員のご提案の特別職の政治倫理条例の再提出の結論には至っていない状況でございます。

今後も、ご質問のありました石岡市の例なども参考にしながら、各分野・部門、各方面から検討してまいりますので、お時間をいただきたく、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、3 番、不祥事再発防止計画整備状況の年度総括の実施については総務部長から、次に 2 点目、地域福祉活動計画と地域ケアシステム推進事業については保健福祉部長から、次に 3 点目 1 番、公共施設のあり方と、2 番、霞ヶ浦地区公民館の看板取り外しとライフライン停止については総務部長から、次に 3 番、霞ヶ浦地区公民館活動の近隣市町村での高い評価の検証については、4 番、千代田地区・霞ヶ浦地区の不公平感については教育部長から、次に 5 番、児童館・放課後児童クラブについては保健福祉部長から、次に 6 番、霞ヶ浦地区での小学校閉校後の風景については総務部長から、次に 7 番、バランスのあるコミュニティの総合ビジョンと総合計画については市長公室長からの答弁とさせていただきます。

次に、4 点目 1 番、小学校統合を初めとしました全市公正な行政についての質問にお答えいたします。

小学校の統廃合につきましては、子どもたちの教育環境の充実という観点から、大変有意義な事業であるというふうに考えております。

小学校の統合につきましては、小中学校適正規模化実施計画では、下稻吉中学校区を除き、霞ヶ浦中学校区の 7 小学校を 2 校に、また千代田中学校区の 4 小学校を 1 校に、平成 28 年 4 月を目途に統合するよう推進してまいりましたが、残念なことに、千代田中学校区の 4 小学校につきましては、統合校の位置の問題で統合協議が中断しておりますが、それぞれの地区の特性を生かし

ながら、市全体で均衡のとれた環境を整えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2番、公民館とこれからの地域コミュニティについてお答えいたします。

コミュニティについては、近年の人口の減少・少子高齢化時代の到来、都市部への人口流出、生活様式の多様化等によりまして、地縁的な「地域コミュニティ」の維持が困難になりつつある一方で、新しいコミュニティの形でもあります「目的別コミュニティ」は、自主的、主体的に活動するものであることから、現在、大小さまざまなコミュニティが各所につくられておりまして、その傾向は、これからはますます強くなるというふうに考えております。

特に、防災防犯、環境、保健福祉、子育てなど、あらゆる世代が安心かつ安全に暮らしていくための地域コミュニティの充実は必須であり、市民協働、新しい公共の観点から考えても、市としても今後、積極的に取り組まなければならない重要なテーマであるというふうに思っております。

このような中、地域コミュニティ活動の最前線でもあります地区公民館が、以前から活動が盛んであった霞ヶ浦地区に加えまして、来年度からは、千代田地区、下稲吉地区にも中学校単位として新たに組織化され、地区住民みずからが企画立案いたします公民館活動をスタートさせるという予定でございます。

これらの活動がきっかけとなりまして、生涯学習に限らず、多様な地域のコミュニティ活動に広がっていくことを期待すると同時に、市といたしましても、このような市民の要求にこたえられる体制づくりに取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

次の3番、防災訓練と避難場所、防災組織と公民館活動の連携につきましては総務部長から、次に4番、千代田地区公民館設立準備と地区活動について、5番、霞ヶ浦地区公民館の分館活動と地区公民館の施設整備については教育部長から、次に6番、地域コミュニティの運営に対応する行政機構改革については市長公室長から、次に7番、まちづくりのビジョンを前提とした研究報告書の再検討については総務部長から、次に8番、市民協働のまちづくりの活動拠点については市長公室長からの答弁とさせていただきます。

次の5点目1番、三大イベントについての位置づけと本市の取り組み計画について、2番、世界湖沼会議への取り組みについて、3番、国体・オリンピックへの取り組みについてをあわせてお答えいたします。

世界湖沼会議につきましては、先般ご案内したとおり霞ヶ浦における開催が決定したところでございます。

平成7年に第6回会議を開催して以来23年ぶりの開催でもあり、本市といたしましても、霞ヶ浦問題協議会の一員、また霞ヶ浦に面する自治体として、世界湖沼会議の開催を大いに歓迎するところであります。

議員ご承知のとおり、世界湖沼会議は、霞ヶ浦はもとより、圏域住民の環境保全活動のまたとないPRの機会となるばかりではなくて、湖沼の水質保全に向けた市民の機運を盛り上げることが期待できると認識をいたしております。また、一方で、本市の魅力を発信できる大きなチャンスでもあります。

開催に当たりましては、国際湖沼環境委員会と茨城県との共催によりまして開催することにな

っておりますので、今後、県の対応を情報収集しながら、市としてもどのように取り組んでいくか検討してまいりたいと考えております。

次に、茨城国体と東京オリンピックへの取り組みにつきましては、国民体育大会は我が国最大のスポーツの祭典であり、37の正式競技や公開競技などが開催され、本市においてはデモンストレーションスポーツとして、グランドゴルフの会場地に選定されたところでございます。

今後、開催に向けまして、関係競技団体と協議をしながら、よりよい大会になるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

また、茨城国体、東京オリンピック開催時の地域振興策、観光誘客につきましては、国体に続いて開催される全国障害者スポーツ大会とあわせまして、全国から約100万人とも言われる競技関係者や応援者が本県を訪れることが予測されております。

こうした来県者を本市に誘客できることが、地場産業の振興、ひいては地域経済の活性化につながる絶好の機会でもあるというふうに考えております。

そのためには、地域振興協定を締結しておりますJTB関東と連携を図りながら、霞ヶ浦や果樹観光などの魅力ある観光メニューの作成、地元の食材を使用した料理の提供など、行政だけではなく、市民のマンパワー的な協力も不可欠であるというふうに考えているところであります。

茨城国体及び東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、国内外にかすみがうら市をPRすることが、地方創生戦略に掲げました事業展開を図るまたとない機会ととらえて取り組んでまいります。

そのためにも、関係団体を初め、市民の皆様と、観光振興に対する意識の醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。

次の4番、志戸崎活性化計画の進捗状況につきましては環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次の5番、水郷筑波国定公園を礎石としたジオパーク構想についてのご質問にお答えをいたします。

本市は、我が国第2位の面積を誇る湖「霞ヶ浦」と筑波山系の南麓に挟まれ、その一部は水郷筑波国定公園に指定されるなどすぐれた自然環境を有し、大変重要な地質や地形、水辺の環境などを初め、歴史や文化など地球の壮大な成り立ちから生まれた地域資源が数多く点在をしております。

こうした地域資源に国際連合教育科学文化機関であります「ユネスコ」の支援事業として、2004年（平成16年）から始まったジオパークという視点を通じまして、その価値を継続して高めながら、霞ヶ浦を含む筑波山周辺地域一帯の保全や継承、教育、観光振興などを目指すものでございます。

「筑波山地域ジオパーク構想」を2013年（平成25年）7月から本市、土浦市、石岡市、つくば市、笠間市、桜川市の6市と筑波大学、その他の関係機関と連携して、積極的に取り組んでいるところでございます。

また、フランスのユネスコ本部で開催されました第38回ユネスコ総会において、これまでユネスコの支援事業として行われてきた世界ジオパークネットワークの活動が、「国際地質科学ジオパーク計画」として、ユネスコの正式事業として、2015年（平成27年）11月17日に認定され、国

内外においてジオパークに対する関心がますます高まるものと思っております。

このジオパーク構想を通じまして、本市の自然環境を初め、歴史や文化などを保全し、郷土学習や環境問題などの教育活動を積極的に実施をするとともに、重要な地質や地形、文化や人々の生活に結びついた地質や地形などを活用した観光振興の推進を積極的に図ってまいりたいというふうに考えております。

現在、平成28年度の日本ジオパーク委員会による「ジオパーク」の正式認定を目指しております。

日本ジオパーク委員会による正式認定には、委員の皆様方並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたくお願いを申し上げます。

次に、6番、系統的な観光事業を推進する観光協会の整備についてお答えいたします。

現在、本市の観光協会では、観光振興などを目的に、主にあゆみ祭りなどの開催、観光帆引き船の操業のほか、市の観光PRなどを行っているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、系統立てた市全体の観光について効率的な運営がなされているかという点、不十分な点もあることは否めないと思っております。

今後、地方創生の中で、各種施策を実践していくに当たり、地域資源のPRをいかに行き、どのように交流人口を増加させていくのか、あるいはインバウンド需要をいかに取り組み、にぎわいの創出と地域の活性化を図っていくかなど、重要な課題が山積をしているところであります。

本市は、豊かな自然に恵まれ、湖もある、山もある、おいしい果物もあるなど、観光資源には大いに恵まれている地域でございます。これら有効なコンテンツを最大限に生かしながら、情報の発信に努め、市全体の観光について一体的にPRをしていけるような組織として、観光協会の法人としてのあり方、体制などを検討していくことは急務であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

設楽議員さんの質問にお答えいたします。

1点目3番、不祥事再発防止計画整備状況の年度総括の実施についてお答えをいたします。

交通違反等不祥事の再発防止につきましては、9月以降の取り組みといたしまして、所属部署ごとに提出されました飲酒運転撲滅宣言書を千代田庁舎と霞ヶ浦庁舎の職員タイムカードの場所に設置をし、継続的な意識づけに取り組んでおります。

また、公用車で出張する際には、アルコールチェッカーを配置しチェックを行うこととしておりまして、運転日誌もチェック欄を設けてございます。

また、安全運転管理につきましては、その責務を果たすとともに、茨城県警察及び一般社団法人茨城県安全運転管理協会等の活動計画に沿いまして、職員一丸となって交通安全を常に心がけ、事故防止に努めております。現在は、夕方早目のライト点灯を励行しておりまして、これまでに県警及び安管協会主催の無事故・無違反チャレンジ安管いばらき2015や、土浦地区安全運転管理者協議会主催の安全運転協議会に参加をしております。

これから年末年始を控えまして、11月30日と12月1日の全体朝礼で注意を促したところですが、所属長を通じ、飲酒運転や交通事故の防止のほか、服務規律の確保について通知いたしまして、職員相互において十分な意識啓発が図られるよう注意喚起をしております。

次に、公金取扱適正化計画につきましては、7月に行った実地検査における5つの指摘事項の中で、現金通帳と印鑑の別ロッカー等への保管、伝票の連番処理、公金管理台帳への部長印の押印の3点につきましては、計画書の改定に反映をいたしております。

また、調定票の作成と団体の監事による定期的な監査につきましては、検査結果として遵守を通知するとともに、指摘した団体において実施、または実施準備中であることを確認しております。

今後も継続して再発防止を実践していく中で、実効性を高める新たな取り組みや事務執行の効率性を余りに損なう事態の発生、新たな課題などについては、常に最善の方策を目指しながら不祥事の再発防止に努めてまいります。

次に、3点目1番、公共施設のあり方、使用料に関する地域住民の声についてお答えをいたします。

ご質問いただきました公共施設のあり方、使用料金につきましては、それぞれワークショップや説明会などを通じ、市民の皆さんの意見を反映すべく現在検討を進めているところでございます。

このうち公共施設のあり方につきましては、昨年度に策定した公共施設等マネジメント基本計画に基づきまして、まちづくりや市民生活の視点で、今後の各論として、特に今年度は地域的な施設のあり方についてワークショップを開催しまして、地域別のグループに分かれて住民同士の話し合いを進めているところでございます。

今回のワークショップにおきましては、それぞれの地域における市民生活に着目いたしまして、今後の地域自治のあり方なども意識しながら話し合いを進めておりまして、各地域の現状や課題の洗い出しなどから議論を始めております。

これまでの議論における主な意見としましては、各地域に共通するものとして、人口減少や公共交通に関すること、コミュニティのあり方などがございます。また、農業の衰退や農地の荒廃など、市としてもまちづくりの課題としてとらえていることなどが挙げられておりました。

次に、公共施設の使用料の見直しに関するご意見といたしましては、自分たちの団体に当てはめた場合の状況、減免の取り扱い、高齢者福祉と流れが逆行し、行き場を失うのではないかと、また料金の額や設定の仕方、利用申し込みなどの手続、施設の状態、収支の改善効果、今後の進め方など、幅広いご意見、実情などをお聞きすることができ、特に今後の進め方といたしまして、このまま性急に進めることなく、さまざまな意見や要望に対する市としての考え方、対応策などをきちんと示すなど、丁寧な進め方を望むといったご意見もちょうだいしております。

また、説明会の来場者アンケートも実施しておりまして、減免制度の取り扱いなどにおいて、市民と市の考え方の違いなどもあらわれておりますので、基本的な方針は踏まえながらも、さまざまなご意見への対応や、市としての考え方を再整理いたしまして、実施時期や手順などを再調整しておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2番、地区公民館の看板取り外しとライフラインについてのご質問にお答えいたします。

地区公民館のあり方につきましては、事業仕分けをきっかけとしまして、これまで教育委員会において、霞ヶ浦地区の各地区間の役職員との協議が重ねられ、千代田地区においても、地域住民の有志の方々と新しい公民館づくりに関する話し合いが進められてまいりました。

このような話し合いの結果といたしまして、霞ヶ浦地区の地区公民館長からの要望書のとおり、公民館の活動や組織は充実させる一方、館としての霞ヶ浦地区の現在の地区公民館は、中学校区を単位として再編統合される方向となったものと理解しております。

正式な再編統合に当たりましては、当然のことながら議会の議決が必要となってまいりますけれども、先ほど申し上げた公共施設に関するワークショップなどを通じ、施設の有効活用など、公共施設のあり方の検討を進めているところでございます。

また、一方で、志士庫地区公民館長からは、次の活用策が決まるまでの間、地域の活動の場として暫定的に利用させていただけないかという要望をいただいているところでございます。さらに、地区公民館の多くを避難場所として指定している実態もでございます。そのため、ライフラインの停止という質問でございますけれども、電力や水道の維持を初め施設の警備などの維持管理が必要であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、6点目、霞ヶ浦地区の小中学校閉校後の風景についてお答えいたします。

最初に、行方市における廃校活用の事例についてお答えいたします。

新聞など各種メディアでも取り上げられておりましたが、行方市においては、小学校の廃校施設にサツマイモのテーマパークとして、本年10月30日になめがたファーマーズヴィレッジがオープンいたしました。この施設は、サツマイモの加工工場、菓子の製造や販売を行うとともに、農業体験も提供し、首都圏などからの観光客を呼び込むとともに、地元の子どもの学習拠点、農業関係者の交流拠点としても位置づけられておまして、大阪府の菓子製造会社と地元の農協や農家が出資をした農業生産法人が整備運営を行っております。この経過について行方市に問い合わせをいたしましたところ、当初は当該菓子製造会社が実施するオーナー制度の協力農園として平成17年に同市内の農家が参加したことに始まり、その後、平成20年には地元農協がその会社の工場を市内に誘致をし、サツマイモの継続的な取引が開始をされ、今回の誘致につながったということであります。

この間、行方市においては、6次産業に関する県主体のプロジェクトチームへの参加を初め、6次産業化に関する農林水産省の補助制度の採択に向けた支援を行うなど、およそ10年をかけてオープンに結びついたというものでございます。

なお、この廃校となった施設、敷地につきましては、運営主体である農業生産法人に適正価格で売却をしたとのことでございます。

次に、本市の小中学校の統合につきましては、平成25年3月に策定いたしました小中学校適正規模化実施計画に基づき推進されているところでありまして、その計画の中で、廃校施設については、公の施設としての転用や売却など、施設を生かした有効利用を最優先とし、適当な利用方法がない場合は、解体や土地の売却を検討することとしております。

また、昨年度に策定しました公共施設等マネジメント基本計画では、公共施設全体にわたってまちづくりや市民生活の視点で対応していくこととしているため、地方創生の取り組みとして現在策定が進められております総合戦略を初め、次の総合計画において示されるまちづくりの将来

ビジョンとも連動しながら、地域の方々のご意見も踏まえ、今後のあり方や有効な活用策を具体的にしていきたいと思いますと考えております。

4点目3番、防災組織と公民館活動との連携についてお答えいたします。

建物の崩壊や火災などが同時発生する大規模地震などの大災害時には、市や県、防災機関は全力で公助の災害救助活動を行います。活動に限界が出てくることも想定されます。こうした場合、何よりも地域の皆様の相互協力、共助が必要となってまいります。その共助の部分で重要な役割を担うのが、地域に根差した自主防災組織となります。地域のことを熟知している組織だからこそ取り組むことができる活動がありますし、その役割には大きな期待が寄せられております。

全国における自主防災組織の活動カバー率については80%となっております。茨城県における同率については72.3%、当市の26年4月1日のカバー率については、組織数が5組織で、活動カバー率23.8%ということで、本市としては積極的に組織化に取り組んでいく必要があります。いざというときに地域住民が協力して素早く活動できる自主防災組織のカバー率向上に努めてまいりますと考えております。

この自主防災組織とは、地域の住民が自主的に防災活動を行う組織でありまして、日ごろから地域コミュニティが必要であるかと思っております。今後、自主防災組織をそれぞれの地区において組織化されるに当たっては、日ごろの地域コミュニティがある組織、または地域等により組織化されることが最良であるかと考えられるところでございます。

組織化に当たりましては、行政区、地区公民館、また集落センター単位などにより設置されるのが適当でありますけれども、小単位で設置されるよりは、防災訓練や公民館等の一時避難場所として使用できる施設等もある場所を拠点としたほうが、より適切かと思われまます。

理想としては、各自主防災組織において防災訓練を行うなど、またその組織によって地域のさまざまな活動と防災活動を組み合わせることなど、地域コミュニティ等の連携についても検討してまいりたいと思っております。

次に、4点目7番、公共施設の効果的活用と適正な維持管理計画に関する調査研究報告の再検証についてお答えいたします。

この調査研究の成果につきましては、それを生かした形で、総務省からの要請でもあります公共施設等総合管理計画として、平成27年3月に公共施設等マネジメント基本計画の策定に至っております。この策定に当たりまして、基本方針において、総量縮減や機能複合化、施設保全の適正化、効率的、効果的な管理運営として、施設運営の合理化や効率化に関する考え方を位置付けておりますが、途中の段階で議会などからのご意見も踏まえまして、理念として公共施設のあるべき姿を検討し、まちづくりや市民生活の視点で考えていくため、基本理念として「まちの魅力や市民生活の質が高まる施設へ」を掲げ、目指すべき姿を整理した上で、基本方針にまちづくりの連動という考え方も明確に加えた経過となっております。

また、この基本計画では、平成25年度の調査研究の成果も踏まえ、考えられるさまざまな手法や施設分類別の方向性などをいわば総論的に位置付けておきまして、今年度からはこうした考え方を踏まえ、いわゆる各論としての実行計画の策定に取りかかっております。

地方創生における総合戦略を初め、次の総合計画において示されるまちづくりの将来ビジョンとの関連を十分認識しながら、そうしたまちづくりと連動し、市民生活の視点に立った公共施設

の将来的なあり方を具体的に描き推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

設楽議員 2 点目、地域福祉活動計画と地域ケアシステム推進事業についての 1 番、第 1 期活動計画実施計画と地区協議会の活動についてのご質問にご答弁をいたします。

地域での福祉活動を行う事業として、社会福祉協議会における地区社会福祉協議会事業があります。地区社協は、千代田地区においては 6 地区、霞ヶ浦地区にはありませんが、ボランティア協議会や社協の事業として実施をしており、両地区とも同様な内容の事業を実施しているところでございます。

近年においては、高齢者を対象に自宅から歩いていける場所での生きがいつくりとして、ふれあい・いきいきサロンの活動が小さな生活圏域の中で行われております。地域での見守り活動や生活支援については、行政サービスだけでなく、地域住民の支援が必要であり、地域福祉の推進については、地域資源を活用しながら地域の実情に沿った組織体制の整備が必要と考えるところでございます。

地区社協の組織及び事業につきましては、市社会福祉協議会と協議をしており、地域の市民活動が重要であり、小中学校の統廃合や公民館組織の再編等による市民の活動形態、活動状況の研究等も必要であること。また、介護施策においては、介護予防・日常生活支援等の事業において、地域の担い手として期待されているところでもあります。

今後、具体的な検討を行いながら、これからの地域コミュニティと公民館防災活動など、複合的な連携により、地域に合った独自性のある地域福祉活動の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続いて、2 番、介護予防・日常生活支援総合事業の本市における実施計画と、3 番、県先導 3 市の取り組み事例と連携についてをあわせてお答えいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業は、改正介護保険法の施行を受け、全国の市町村で平成 29 年度の事業開始を目標に事業の構築に取り組んでいるところでございます。本事業の特色は、市町村の自主性、主体性を生かして事業を構築できるという点にあり、地域の実情に応じて柔軟な取り組みによるサービスの提供を可能としております。

県内の状況に目を向けますと、平成 29 年度を事業開始の初年度としている市町村が大半を占める中、牛久市、ひたちなか市などが先行した形で、平成 27 年度より事業を開始している状況であります。

牛久市では、通所型サービスに地区社会福祉協議会のサロンを活用して、ひたちなか市では訪問型サービスにシルバー人材センターを活用した事業展開が注目をされております。

近隣市町村の状況を見ますと、土浦市では、介護予防・日常生活支援総合事業の導入を本市と同様に平成 29 年度としておりますが、医療と介護を一体的に提供する在宅医療と介護の連携事業

において先行しており、本年度より事業を開始しております。

このような状況を踏まえ、本市では、先行市町村や近隣市町村の事例を参考に、地域の実情、地域支援、財政規模などを多面的に検証しながら事業の構築に取り組みたいと考えております。

具体的な事業推進に関しましては、基礎資料の収集、事例の検証、地域資源の掘り起こしといった作業を踏まえ、サービス提供の実現性を見極めながら、平成29年度の事業開始に向け事業構築に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、4番、介護ステーションの設立についてお答えいたします。

訪問介護ステーションの整備につきましては、茨城県型地域包括ケアシステム推進基盤整備事業により、県の財政支援が制度化されております。具体的には、設置場所と訪問介護事業者を市町村が確保することにより、事業所の運営等に必要な財政支援が受けられる仕組みとなっております。また、訪問介護の状況ですが、本年10月の本市の利用数を見ますと、21人となっております。

また、過去において千代田地区に土浦訪問看護ステーションが設置をされましたが、土浦市の訪問介護ステーション事務所に集約をされた経緯がございます。事務所が集約された要因としては、本市のエリアが土浦市内の事務所において訪問可能な距離であったため、またランニングコスト等の採算ベースからの判断であったと思われる。これらのことを踏まえ、今後、必要に応じ、事業者と協議をいたく考えております。

続いて、5番、地域包括支援センターと関連相談窓口の連携についてでございます。

地域包括支援センターでは、社会福祉士、保健師、介護支援専門員の3職種の有資格職員が介護予防事業、要支援認定者に対する介護サービス計画等を作成支援するケアマネジメント事業、虐待や成年後見制度の権利擁護事業など多様な事業を実施しており、個別訪問等を行いながら、高齢者の自立支援に取り組んでいるところでございます。

関連相談窓口の連携についての状況でございますが、社会福祉協議会におきましては、介護等の相談があった際には、地域包括支援センターへ連絡がありますので、その際は適宜個別訪問を行っております。また、相談窓口と内容が相違しますが、地域ケアシステム事業において、医療、福祉、保健の事業所、施設、行政等の多様な専門職員による会議を月1回開催し、それぞれが現在対応している事案への助言を行いながら、課題の解決に取り組んでいるところでもあります。

保健所に関しましては、高齢者の心の相談といった分野での相談窓口として連携をする形となりますが、事例としては数少ないものとなっております。

次に、国保団体連合会に関しましては、要支援認定者の介護保険サービス利用に関連した各主体間の内向的業務における連携が主を占めており、市民向けの相談といった内容の日常的な連携は行っていないのが現状でございます。

このことから、各主体間の連携から見た高齢者の相談窓口としては、社会福祉協議会との連携密度が高くなると思われまますので、今後はパンフレット等での周知により、連携の強化を図ってまいりたいと思っております。

次に、あじさい館内の案内掲示板においてでございますが、議員ご指摘のとおりで、現状としましては、あじさい館玄関脇に地域ケアシステム推進事業と書かれた立て看板が設置をされているだけで、今後につきましては、事業の内容や地域ケアシステム推進事業の委託先でありますか

すみがうら市社会福祉協議会の所在位置等を市民の皆様にはわかりやすく周知案内できますよう社会福祉協議会と協議を図り、改善に努めてまいりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

また、土浦市では、地域包括支援センターの業務は、土浦市直営ではなく、土浦市社会福祉協議会へ委託をして、包括的支援事業を実施していることから、案内板が土浦市社会福祉協議会地域包括支援センターとなっているものでございます。本市の場合は、市による直営として包括的支援事業を実施しております。

次に、6番、地域ケアシステム推進事業の実施状況についてでございます。

擁護を必要とする市民一人のケースについて検討し、効率的かつ最適な支援を行い、自立した生活を可能にするとともに、地域社会全体で取り組む総合的な福祉コミュニティの構築を研究し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とし、実施主体はかすみがうら市であります。実施は市社会福祉協議会へ委託をしてございます。

この事業の主な対象者及び取り組む事案につきましては、市内に住所を有し、在宅で生活をする方で、高齢者のいる世帯、身体、知的、精神障害者のいる世帯、子育て支援及び児童思春期精神保健などで支援を必要とする方を対象としております。

事業の実施に当たりましては、活動の拠点として社会福祉協議会にケアセンターを設置して、援護を必要とする方へ効率的かつ最適な支援方法を提起するためのケース検討会議を開催し、地域コーディネーターがケース検討会議の結果等をもとに、要支援者を支援する担当者の役割分担や相互連携を図ることを目的に、在宅ケアチームを編成いたします。

在宅ケアチームの効果的な活動を図るため、構成員の中からキーパーソンとなる方を選任し、要援護者の状況を常に把握し、柔軟な対応が図れるよう連絡調整をし、要援護者の支援を行っております。平成26年度の実績といたしましては、要援護高齢者、障害者等94名の方から188件の相談を受け対応した状況でございます。

次に、7番、統合小学校の放課後児童クラブの受け入れ態勢と募集状況について、また8番、南小学校放課後児童クラブの本施設計画と3点目5番、千代田地区には児童館、南小学校は暫定使用で放課後児童クラブについては関連性がございますので、まとめてご質問にお答えいたします。

まず、1つ目としまして、公設児童クラブの募集状況でございますが、募集は来年の1月18日からの募集でございます。現時点での募集状況は不明でございます。また、民設の新規開設をされますみなみ児童クラブでございますが、このクラブにおいても12月1日より入会の申し込み受け付けを行っているところでございますので、入会状況については不明でございます。

2つ目、放課後児童クラブの一時的施設の整備計画状況については、第一保育所内の余裕教室を利用して行う児童クラブ3クラブにつきましては、保育所の東側から3部屋を使用することとなり、児童や保護者の出入りは、各クラブ園前のテラスからとなります。また、トイレ等の使用時には廊下を利用しますが、入所児童への影響を及ぼさないように配慮したく考えております。

南小学校からの児童クラブ利用者の移動通路は、小学校校庭から、現在建築中のプールと保育所との間を通り、保育所のフェンス出入り口を利用することを考えております。グラウンドの使用につきましては、保育所の園庭は、遊具等が幼児用のため使用は控え、小学校の校庭を使用す

る予定です。

父兄の送迎時の駐車場は、南駐在所から入った保育所駐車場を利用させていただくことで考えております。南小学校のランチルームを利用する児童の父兄の送迎時の駐車場は、敷地内のバス駐車場を利用することとなると思いますが、今後、小学校と調整を行うこととなります。

通路街灯は、小学校授業終了後の放課後の移動時において、日照等を確認した上で、必要に応じ街灯の設置を考えてまいります。また、ランチルームの整備については、小学校との協議を行いながら進めている状況であります。

2点目8番、南小学校放課後児童クラブの本施設計画についてのご質問でございます。

本年度、新制度が施行となったことから、子育て家庭への支援策として、児童クラブの量の拡充や資質の向上が重要になりました。南小学校地区の児童クラブ受け入れにつきましては、先ほどお答えしましたが、新たにできる南小学校のランチルームでの受け入れは一時的な予定でありますので、利用状況等を踏まえ、29年度以降、南小学校地区の新たな受け入れ場所を検討してまいりたいと考えております。

3点目5番の千代田地区には児童館、南小学校は暫定使用で放課後児童クラブについてのご質問でございます。

児童館については、千代田地区に3児童館があります。1つは、大塚児童館は、下稲吉地区の旧水戸信用金庫隣でございます。平成8年4月1日に開設をしております。構造は、鉄筋コンクリート2階建て、延べ床面積としましては597.17平方メートルでございます。1階部分はふれあいセンターとして292平方メートル、2階は児童館として305.17平方メートル、敷地面積としまして1,255.08平方メートルでございます。

次に、稲吉児童館は、稲吉2丁目地内の市勤労青少年ホーム隣で、昭和60年4月1日に開設し、施設構造は、木造平屋建て、延べ床面積204.12平方メートル、敷地面積607平方メートルであります。

次に、新治児童館は、新治小学校隣で、平成18年6月26日の開設でございます。施設構造は、鉄筋コンクリート平屋建て……

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時34分

再 開 午後 3時06分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

設楽健夫議員の質問時間の90分が終了しましたが、執行部の1回目の答弁が終了しておりません。

本来であれば、以上で設楽健夫議員の一般質問を終了するところではありますが、今定例会から制限時間を90分に変更したことに鑑み、特例により執行部の1回目の答弁に限って発言を認めることといたします。

発言を求めます。

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、先ほどの続きのご答弁をいたします。

延べ床面積300.48平方メートル、敷地面積856.86平方メートルであり、最も新しく開設された児童館となります。

今後につきましては、市内全体の児童クラブの地域性やバランスを考慮した配置を検討してまいります。また、児童館のあり方についても検討してまいります。ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、放課後児童クラブの全国の実施状況でございますが、厚生労働省が実施した調査によりますと、平成26年5月1日現在で登録児童数が93万6452人、放課後児童クラブ数が2万2084カ所で、そのうち小学校内の余裕教室や敷地内専用施設を利活用して児童クラブの開設を行っているクラブ数は、全国で1万1653カ所でございます。全クラブ数の52.8%となっております。

以上です。ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは4点ほどございますが、まず3点目3番、霞ヶ浦地区公民館活動の近隣市町村での高い評価の検証についてお答えをいたします。

霞ヶ浦地区の地区公民館は、昭和30年の出島村誕生以前の旧村単位であった6地区にそれぞれ公民館が置かれ、その下部組織として行政区単位に分館が置かれるという組織体系となっております。そして、地区公民館には、公民館長を初めとする本部役員が、また分館には分館長を頂点に体育厚生部など4つの部の部長が置かれており、6地区合わせると約400名もの方々が地区公民館活動のスタッフとしての役割を担っております。これらは長い年月をかけてつくられてきた地域に密着したシステムでありまして、地域や行政区の中では当たり前のようにこれらの役職は引き継がれ、引き継ぎを受けた方も、その役割を当然のごとくこなしていく、こういった伝統の中に培われているものでございます。

事業としましては、6地区とも体育祭、球技大会、ハイキング、移動講座等を実施しており、その参加者総数は、平成26年度実績で6,000人にも上ります。スポーツのチーム編成やハイキング、移動講座の募集の取りまとめなどは分館単位で行っており、これらの行事は地区の住民にとって、例えばお祭りなどと同様、その行政区の恒例行事として定着をしております。

また、これら共通事業のほかに、餅つきやならせ餅を飾るなどした収穫祭や、ワカサギの人工孵化事業など、地区の特性に合わせた特色ある事業にも取り組んでおりまして、その実績が国からも評価をされ、平成22年度には佐賀地区公民館が文部科学大臣賞を受賞しております。その際には、先進地地区公民館として、他市から地区公民館の視察研修を受けた実績もございます。

あわせて、地区公民館の本部役員の方6名が公益社団法人全国公民館連合会から永年勤続表彰を受賞するなど、これらの活動は市外からも高く評価されております。

このように霞ヶ浦地区の地区公民館は、長い間、小学校単位の地域コミュニティ活動をリードしてきた実績があり、それらの活動については、次年度から新しく取り組む中学校単位での新しいコミュニティ活動とあわせて、今後も守っていかねばならないというふうに考えてございます。

次に、3点目4番、千代田地区は耐震施設、霞ヶ浦地区は無しの進む不公平行政についてお答えします。

耐震化の考え方としましては、学校の統廃合との整合性を考慮し、小学校適正規模化実施計画に基づき、適正規模化実施後に存続する学校施設の耐震化を平成27年度までに実施することとして計画しておりましたが、千代田地区4小学校の統合が予定した時期に間に合わなくなったことから、子どもたちの安全の確保を最優先に、統合予定の耐震性の確保をされていない新治小学校及び上佐谷小学校の校舎について、本年度、耐震工事を実施したものでございます。

また、霞ヶ浦地区の廃校となる小学校施設につきましては、公共施設等マネジメント計画で利活用を検討することとされておりますことから、今後、計画の中での活用方針に基づき、必要に応じ目的に沿った整備が行われることになるものと考えております。

なお、霞ヶ浦地区の廃校となる小学校屋内運動場につきましては、社会体育施設及び避難所として暫定利用するため、耐震化を検討しております。耐震化に当たりましては、利用状況や、各地域の施設の配置状況を踏まえ、必要施設について検討することとしております。

続いて、4点目4番、千代田地区公民館設立準備と地区活動についてお答えをいたします。

霞ヶ浦の6地区公民館で実施をしております地区コミュニティ事業を次年度からは千代田中学校地区、下稲吉中学校地区でも実施できるよう、市民活動など豊富な見識や経験を持つ地区住民の方40人に新しい地区公民館の形づくり準備委員に就任をしていただき、7月18日から9月27日の計4回にわたりましてワークショップ形式で次年度の事業計画案を作成していただきました。

準備委員の皆様からのご提案は、我々生涯学習課の枠を超え、保健福祉、子育て、防災・防犯、環境など多岐にわたっておりますが、とりあえず来年4月からは、生涯学習の観点からの地区公民館活動をスタートすることといたしました。同時に、これら市民の声に対しまして、総合的、横断的に対応できる体制づくりを全庁的に検討していく必要があるものと考えております。

最後に、4点目5番、霞ヶ浦地区公民館の分館活動と地区公民館の施設整備についてお答えいたします。

今まで進めてきました霞ヶ浦地区公民館のコミュニティ活動については、先ほど答弁させていただいたとおり、地域で営々と築き上げられてきたものであり、一朝一夕にできるものではないと感じております。そして、少子高齢化、人口減少時代の今だからこそ守っていかねばならない大切なものであると理解をしております。

霞ヶ浦地区の地区公民館の施設についてでございますが、全市域において中学校区ごとに地区公民館を設置するという市の方針に基づきまして、現在ある6地区の地区公民館をあじさい館に置く霞ヶ浦公民館に統合していくよう準備を進め、その方針については、地区公民館活動の中で地区住民の方にこれまで周知をしてまいりました。さらなる周知を図るため、10月26日から30日までの5日間にわたり、廃止となる予定の霞ヶ浦地区の地区公民館5カ所で地区公民館施設統合に係る説明会を開催させていただきました。その中でのご意見等を踏まえまして、千代田地区、

霞ヶ浦地区合わせた市内全域の学校や公共施設のバランスよい適正配置が決定するまでの間、現在の霞ヶ浦地区の地区公民館施設を暫定的に利用することも選択肢の一つではないかと考えておるところでございます。

27年度いっぱい霞ヶ浦地区の地区公民館のいわゆる看板を外すと同時に、その施設の暫定利用のための規定を制定するよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

コミュニティ関連のご質問にお答えをいたします。

3点目7番、コミュニティの総合ビジョンとのご質問でございます。

市の総合計画後期基本計画におきまして、みんなでつくる連携と協働のまちづくりの中では、市民活動の支援として、コミュニティづくりを施策に掲げてございます。

コミュニティ活動は、市民相互の交流や相互扶助意識など、地域の連帯感を生み出し、地域づくりに欠くことのできない重要なものでもございます。しかし、近年では、都市化や少子高齢化の進展、生活形態の変化などによりまして、地域社会における連帯意識や人間関係が希薄となり、地域に対する関係が弱まりつつあるものと認識をしております。

こうした現況と課題から、地域コミュニティ活動への参加を促進するとともに、コミュニティ組織や各種団体の支援により、多様な主体の連携によるまちづくりを今後推進したいと考えてございます。

4点目6番、地域コミュニティの運営に対応する行政機構改革についてお答えをいたします。

秘書広聴課内に市民活動広聴担当を設置し、今後のまちづくりに不可欠なNPO法人などへの支援、多様化する住民要望に対応するために設置をしております。

ご指摘の地域コミュニティにつきましては、さまざまな形態が考えられると思います。現在、市が密接に関与しているのは行政区であります。広く地域コミュニティといった場合には、これに限定されるものではないと思っております。小学校単位ほどの大きなコミュニティも考えられますし、反対に一行政区内の常会よりも小さいコミュニティも考えているところでもございます。このようなさまざまなコミュニティ組織からの要望、あるいは相談に対し、市がスムーズに対応できているかと言われますと、必ずしも十分であるとは言えない面もあると認識をしております。

今後、少子高齢化や人口減少が進んでいく中で、まさに地域コミュニティの形も大きく変化することが予想されるところでございますが、市民の皆さんに接する基礎自治体といたしまして、市と住民のお互いが密接に結びつき連携していくこと、さらには協働関係を進めることは、これからの少子高齢社会や人口減少社会といった大きな課題を解消する意味では不可欠であると考えてございます。これらの点を踏まえ、現状の課題を十分精査しながら、課題解決に向けた組織の見直し等を検討してまいりたいと考えてございます。

4点目8番、市民協働のまちづくりにおける活動拠点につきましてお答えをいたします。

市民協働のまちづくりを進める上で市民活動が活発化していくことが大変重要であり、その活動拠点の必要性については十分認識をしております。

しかし、公共施設の中には老朽化している施設が多々あり、新規建設はもとより、修繕等においても苦慮しているのが実情でございます。利用可能な施設を効果的に利用していただくことをお願いしておりますが、現在、市では、市民協働のまちづくりを支援するために空き家等を活用する交流拠点施設の整備事業といたしまして、まちづくりファンド助成事業等も実施してございます。これはまちづくりに関する活動を自主的に行い、継続が見込まれる市民団体等の施設の整備、修繕等に係る経費を助成し、市民活動の拠点づくりを応援するものでもございます。ぜひこういった助成事業を活用しながら、市民の皆さんの活発な活動が行えることも、ある面期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、平成25年4月「志戸崎活性化計画」の進捗状況等についてご説明いたします。

志戸崎地区活性化計画につきましては、平成24年6月に農林水産省の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を要望し、同年9月に、農林水産省の計画予定施設の現地視察を経て、平成25年4月に地域資源として霞ヶ浦を背景に、ブルーツーリズム、親水空間の創造と農水産業振興の両輪により活性化を目指すことを目的に、志戸崎地区活性化計画を作成いたしました。

同年6月に、農林水産省から交付対象計画として決定され、同年7月には、農山漁村活性化対策整備金500万円の割り当てを内示されました。そのため、同年、第3回定例会補正にて歳入500万円、歳出1000万円を計上し、農林水産物販売等施設の設計を実施しました。平成26年4月に農林水産物販売等施設新築工事に伴う交付金7650万円の割り当て内示があり、同年5月に交付金を申請しました。同年5月27日から工事が着工され、平成27年3月17日に竣工いたしました。同年3月にかすみがうら市交流センター設置及び管理に関する条例を制定し、条例に基づき事業者を同年3月25日から5月20日まで募集しました。応募者がいなかったため、6月16日から7月31日まで再募集しましたが、再び応募者がいない状況でした。そのため、9月20日、10月10日、11月22日、12月5日の歩崎イベントにあわせ、特産品販売を開催している状況であります。

今後も志戸崎活性化計画、活性化目標の達成のため、人的なことを含め募集を続けていくとともに、当地のイベント及び周辺施設を関連づけて有効利用を図っていきたいと考えております。

また、棧橋整備につきましては、歩崎公園の利用促進及び観光振興を図る目的から、水辺の環境整備を考え、交流センターから直接的に観光帆引き船の随伴船に搭乗が可能な多目的棧橋を湖岸に設置する予定でしたが、やむを得ない事情により中止となりました。棧橋整備は、地元の方の皆さんの協力ができないことでもあります。地元の方や関係団体等のご理解が必要でございます。今後も皆様のご協力をいただきながら検討していきたく思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時25分

再 開 午後 3時26分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

4番 来栖丈治君。

[4番 来栖丈治君登壇]

○4番（来栖丈治君）

どうも皆さん、こんにちは。平成27年第4回定例会の一般質問をやらせていただきます。

9月10日の台風18号の災害、「平成27年9月関東・東北豪雨」により、常総市や被災地でお亡くなりになられた8名の尊い命、そして、けがをなされた50余名の被災者の方々、さらには、住宅全壊、半壊、床下・床上浸水、公共施設、工場、農地など甚大な被害を受けられた全ての皆様方に心からお見舞いを申し上げる次第であります。

9月14日に被災地のお見舞いに伺わせていただき、また、24日に産業建設委員会で調査に入らせていただきましたが、水の力のすさまじさ、自然の力の恐ろしさ、ひとたび牙をむいた自然には人の力など及ばないという当たり前のことを再度痛感をいたしました次第です。

一方では、県内外から駆けつけてくれている災害支援のボランティアや義援金での支援など、「日本人に生まれてよかったなあ」という誇らしい気持ちを新たにしました。

また、当市から2人の方がボランティアとして活躍している姿に触れまして、大変うれしい気持ちになりました。

そして、平時、ふだんの守ってくれている川の堤の大切さやありがたさを感じるとともに、災害がないときの備えの重要性を改めて感じた次第であります。

「想定を超える」という事態がたびたび起こっています。改めて国土の保全と強化、身の回りの安全対策や地震、風水害対策など、当かすみがうら市の政治の果たす役割を再認識いたしました。

通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

私たちは霞ヶ浦の恵みをいただきながら、また自然の猛威に襲われながら、先祖代々この地で暮らしてまいりました。近年は堤防が整備され、河川の堤なども整備が進み、ありがたいことに人命を失うなどの大きな被害は減少に向かっております。

しかし、いつ何どき、先日の東日本大震災のような自然の猛威に襲われるかわかりません。当市の急傾斜地崩落危険箇所と水防の現状、今後の対策についてお伺いをいたします。

我が国の災害の歴史、調べてみましたが、昭和34年の伊勢湾台風による犠牲者5,098人、戦後最大の被害の教訓により、昭和36年に災害基本法が制定されました。その後、昭和44年に急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律が制定され、この事業により、市内の急傾斜地の条件をクリアした地域で指定整備工事により改善が図られ、私の住む戸崎も2年前におかげさまで工事

完了したということでございます。

平成7年に発生した阪神淡路大震災の対応のため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律を政令により定め、その後、平成11年6月に広島市や呉市で329カ所の土石流やがけ崩れで死者24名、全半壊家屋138戸の被害が発生したため、平成12年に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が施行されたというように、大災害が発生するとともに、対策のための法律が整備されているということでございます。

当市においても、今回の台風によって大規模な冠水の被害などがあったわけですが、そういう折、検証する、大災害に備えることが大事との考えから質問をさせていただきます。

1点目として、防災マップや土砂災害ハザードマップなどに区域指定している危険箇所の状況、対策の状況、そして今後の対策、対応などについてお伺いをいたします。

2点目として、水防関係になりますが、田伏の住民の方から「堤防の波止が以前から水没しているの、堤防が下がっているのではないかと不安を持っている方がいるので改善を図れないか心配をしてほしい」というような内容で相談を受けたものですから、今回、田伏下の堤防の現状と対策についてどのようになっているかお伺いをいたします。

3点目として、川尻川ですが、通称かん橋付近がたびたび越水し通行どめになります。隣接の河川の堤や水田、このたびの台風18号では道路ののりを削られる影響がありましたが、今後の対策についてお伺いをいたします。

次に、ごみの減量化とリサイクルの現状、今後の推進についてお伺いをいたします。

昨年8月、坪井市長の方針によりごみ処理の広域化計画への路線転換が示され、石岡市、小美玉市、茨城町で組織する一般廃棄物広域処理推進協議会への参加申し入れが行われ、参加が承諾され、4市町による広域での処理場の建設にシフトしていきました。人口5万人以下の対象地域には該当しない循環型社会形成推進交付金を広域で活用することで、当市の持ち出す建設費用等は確かに安価になります。また、長期的な視点から最終処分場を持たない当市にとっては、広域での処理が単独処理よりも安定的になるものと判断し、坪井市長の方針に賛成をさせていただきました。

広域での新たな処理施設建設を決定し、霞台厚生施設組合へ代表議員4名を送り、構成市町の調整が図られ、分別や処理方法、運営や建設に向けた協議が慎重に進められています。

霞台厚生施設組合による7月の説明会や11月の一般廃棄物処理施設整備基本構想中間報告にも出席をし、進捗状況を見させていただきました。また、産業建設委員会でも協議し、現在、各処理施設の現場の方々の意見交換の必要性なども市長から話してもらおうとの提言をしています。

私自身は、ことしに入り廃棄物施設5施設の視察に行き、各地域のさまざまな資源の地域循環の創意工夫や「リサイクルは大切だが、お金がかかるものもある」という現場のジレンマや苦悩などにも触れ学ばせていただきました。平成12年成立した「循環型社会形成推進基本法」により、それまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の社会を改め、繰り返し利用できる仕組みをつくる社会、限りある天然資源を大切に使う地球と仲よく暮らしていく社会を目指している、それが私たちの進む道と考えています。

新治地方広域事務組合では、廃棄物処理の現状が後退するのではなく、循環型社会形成推進基本法の精神に沿って、当市を含めた構成4市町において3R、発生抑制（リデュース）、再使用

(リユース)、再生利用(リサイクル)の普及推進を図る観点から質問をいたします。

1点目として、かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画において、ごみの排出抑制資源化計画が示されていますが、現状の進捗と具体的な実践についてお伺いをいたします。

2点目として、生ごみの堆肥化で燃えるごみの減量化が図られますが、現状と推進策について伺います。

次に、霞ヶ浦地区統廃合後の小学校の登下校の安全と学習支援などについてお伺いいたします。

いよいよ来年4月から霞ヶ浦地区の小学校7校が南北2つの小学校に統合が図られ、美並小学校を修繕、増築し、また旧北中学校校舎を改修し、活用し、新たな小学校教育が始まります。新築よりも低コストに抑えられ、その点は歓迎していますが、小学校が徒歩で通う距離を超えていることから、スクールバスでの登校となります。南北の中学校に通った保護者などは、学区の状況はわかっていますが、新しく当地域で生活を始めた保護者は不安があるものと考えます。

平成26年4月から中学校が統合され、スクールバスの運行が行われています。乗降所の安全について相談がありましたので、先般、質問をさせていただく機会がありましたが、中学校よりも小学校は対象者が小さく、また利用者が増加する。それに伴い乗降箇所が非常に多くなり、その際の危険性は増すわけでありです。また、地区内の道路事情など考慮すると、多くの不安を抱えている保護者も少なくありません。

低学年と高学年と一緒に登校することはわかりますが、下校時はどのようになるのかなどさまざまな相談がありますので、私からの提案も含めまして質問をいたします。

1点目として、スクールバスの乗降時の安全対策の現状と今後の見込みについてお伺いします。

2点目として、下校の際、学年により就学時間が違うため、バス運行はどのようになるのか。現状での計画について伺います。

3点目として、低学年が学校に待機するようであれば、その時間を活用し英語などの教育に充てることが可能と思いますが、教育に生かす考えについてお伺いいたします。

最後に、下大津公民館の廃館と廃校後の学校跡地活用についてお伺いいたします。

平成23年から25年にかけて事業仕分けの取り組みが行われました。異例とは思いますが、公民館事業が2度、仕分け事業に提出され、25年の事業仕分けで、組織は要改善で、施設は不要との判定があったわけですが、それに伴って霞ヶ浦地区の公民館を中学校単位にする。地域の公民館活動を実践してきた霞ヶ浦地区は、学校が中学校が1つに統合されたため、1つの地区公民館になり、千代田地区は地区公民館の活動はなかったわけですが、中学校が2つあるため、新しく2つの地区公民館をつくるという行政方針で仕事が進められてきたと聞きます。

先般やっと開かれました下大津地区公民館での説明会で、下大津地区の公民館関係者の話を聞きますと、組織は中学校単位になっても支館として残すことは決まっているが、地区の公民館がなくなる点は承知していないという意見が多く出されました。

また、出席者から、小学校の統合により下大津小学校がどのようになるのか。避難所は要らなくなるのか。体育館を使用している団体からは、どの体育館を貸していただけるのか。近くでないと不便だなどの意見が出されました。千代田地区では中学校も小学校も統合しないで、耐震化し、エアコンの取り付けも行われ、この違いは何なんだと。下大津地区では、保育所がなくなり、

公民館がなくなり、小学校もなくなり、本当に情けないというような落胆の声であります。

今年6月の第2回定例会で、桜の保護活用の質問をさせていただいた折、学校の統廃合が進んだのは霞ヶ浦地区です。千代田地区はいまだ結論が出ていない。地域にはさまざまな考えを言う方がおり、そういう思いに耳を傾け、また先人への敬意や感謝の念を持って、この地域の将来のために何が必要かというような振興策というテーマを持って、公共施設のマネジメントとは別に住民とあらゆる機会に相談をかけるような視線で臨んでいただきたいと坪井市長の心のこもった行政運営を要望させていただきました。地域の思いにどのようにこたえていくのかを含めまして、誠意ある回答を期待いたします。

1点目として、各地区公民館施設の統合にかかる地域説明会の折、下大津地区に集会施設がなくなるとは困るという意見が多く出されましたが、今後どうなるのか、具体的な計画を伺います。

2点目として、下大津小学校も廃校になりますが、防災計画において避難所として位置づけられています。下大津小学校施設は今後どのようなことになるのかについてお伺いをいたします。

以上で私の1回目の質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

来栖議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目、1番、急傾斜地崩壊危険区域の状況、対策の現状、今後の対応についてお答えをいたします。

急傾斜地崩壊危険区域の指定状況ですが、これまで市内7カ所で指定を受け、全ての指定箇所での整備工事が完了いたしております。

当指定については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定に基づきまして指定をし、それに基づき施工を行うもので、これまで戸崎などの湖畔沿いの急傾斜地や千代田地区においては東野寺など県が整備を進めてきたところでございます。

しかしながら、平成11年、広島で起きました土石流やがけ崩れなど、各地で土砂災害の発生件数が年々増加いたしまして、対策施設の整備が危険箇所の整備に追いつかない状況となったところでございます。

それによりまして、従来のハード対策よりも、抑制対策等のソフト対策を行う必要性があったため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が平成13年に施行されました。

この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、「土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし周知を図ること、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図ること、一定の開発行為を制限すること、建築物の構造規制を行うこと」により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的といたしております。

このようなことで、急傾斜地法によるハード対策と土砂災害防止法によるソフト対策の両面か

らその対策を行っていくこととしたものです。

ハード対策については、急傾斜地法により、県の急傾斜地崩壊対策事業により整備を進めてきたところです。

県が急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い整備するものですが、指定と整備には、対象区域の全住民の同意や整備費の予算確保など、全ての危険箇所では実施するまでには、膨大な時間と費用が必要となります。このような現状から、土砂災害防止法によって、土砂災害発生のおそれがある箇所を明確にし、避難体制の整備を図ることなど、防止対策を推進いたしております。

本市では、同法の規定によりまして、今年度、新たに17カ所が追加指定され、市内39カ所が土砂災害警戒区域に指定をされております。危険性の高い箇所については、毎年、県と合同点検を実施し、施設の状況や災害発生の危険度などの状況把握を行っているところでございます。

今後、ハード対策としましては、急傾斜地崩壊区域への指定、整備に向けまして県へ要望し、また連携を図りながら取り組みを進めてまいります。

ソフト対策といたしましては、土砂災害警戒区域39カ所の地域に土砂災害ハザードマップを配布し、警戒区域の位置や避難所までの経路、日ごろからの備えなどを周知するなど、被害の未然防止が図られるよう努めてまいります。

次の2番、田伏地区の堤防の現状、3番、川尻川対策については土木部長から、次に2点目のごみの減量化とリサイクルについては環境経済部長から、次に3点目1番、スクールバスの安全対策、2番、下校の際のバスの運行については教育部長から、次に3番、放課後の余暇時間を活用した英語等の教育については教育長からの答弁とさせていただきます。

次に、4点目、下大津公民館の廃館と廃校後の学校跡地活用について、総括的にお答えいたします。

公共施設のあり方につきましては、まちづくりや市民生活の視点で考えることを基本といたしまして、今年度は地区公民館や小学校跡地など、地域的な施設のあり方を具体的にするため、従来のような説明会方式ではなく、ワークショップという方式によりまして、地域の皆さんによる話し合いを進めているところでございます。

市といたしましては、地方創生の総合戦略（素案）においても、コミュニティ活動の拠点の確保、廃校の活用を位置づけておりまして、市民生活や市民の活動のために必要な場合は、何らかの形で確保していきたいと考えておりますが、そうした場が有効に活用されることはもちろんのこと、維持管理や運営面も含めましてあり方を検討していく必要があります。

また、今回のワークショップを通じまして、公共施設をきっかけとして地域づくりの仕組みを考えるなど、市民協働のまちづくりを推進する一つの機会となればというふうに考えているところでございます。

詳細につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

3点目3番、低学年が学校に待機するようであれば、その時間を活用し英語などの教育に充てることが可能と思いますが、教育に生かす考えについてお伺いいたしますとのご質問にお答えいたします。

先ほども説明させていただきましたが、スクールバス利用の低学年児童については、スクールバスが夕方1便のため、高学年が授業を終了するまで、1週間のうち1年生が4日間、2年生が3日間、3年生が2日間、学校で待機することになります。その際の具体的な活動内容は、現在、学校と調整しており、学校の管理下で宿題や読書などの自主学習や外遊びなどによる取り組みにより、安全に待機できるよう対応する予定でございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

来栖議員の1点目2番、田伏地区の堤防の現状と今後の対策でございますが、沖の内行政区長より、堤防の沈下防止及び斜面の決壊防止についての要望があり、7月13日、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所長宛て、市長名で要望書を送付、あわせて加固副議長、さらには外塚県議からも同事務所長、副市長を初め10名の方に早急な対策の要望をいただいたものでございます。その結果、9月15日、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所、独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所管理担当者が霞ヶ浦庁舎を来庁し、要望に対する回答をいただいております。

内容を申し上げますと、霞ヶ浦の堤防管理は、国で整備した堤防のほか、水資源機構で整備した堤防があり、要望箇所は水資源機構の管理であり、現在の堤防状況といたしましては、計画堤防の高さは確保されているが、護岸の高さが軟弱層による不等沈下により、おおむね80センチメートル低いとのことでございます。対策についてでございますが、護岸平場部の高さを確保するため、ふとんかご等の設置や堤防のり面部の電設ブロックの追加工事を行いたいとのことございました。平成27年度、検討、設計の実施、平成28年度以降、順次整備を実施するとのことでございます。

1点目3番、川尻川、通称かん橋付近の越水、道路冠水対策についてお答えをいたします。

近年増加するゲリラ豪雨、台風被害等により、川尻川流域における越水による水田、道路冠水被害が顕著となっておりますが、冠水は比較的短時間で解消することから、下流部の流下能力はある程度確保されているものと想定をされます。

今後の対策でございますけれども、河川改修は下流から上流に向けて整備するのが原則であることから、道路の嵩上げ、河川改修等、技術的検討を行い、改修にかかる期間や経済性、地権者の同意、環境の保全等、総合的に検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、2点目1番、かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画において、ごみの排出抑制資源化計画が示されていますが、現状の進捗と具体的な実践についてと、2点目2番、生ごみの堆肥化で燃えるごみの減量化が図られますが、現状と推進策についてのご質問にお答えいたします。

かすみがうら市の一般廃棄物基本計画につきましては、平成27年3月に策定し、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を理解し、主体的な取り組みを実践していく施策として、1、地域組織ネットワークを生かした協力体制の構築、2、事業系ごみの発生抑制、資源化、3、学校における環境学習、4、分別の徹底、5、新たにごみの処理施設の整備の5つを重点目標として挙げております。その中の一つとして、現在実施しているごみの排出抑制及び資源化の取り組みにつきましては、資源物の回収を行っている団体とコンポスト等の生ごみ減量化機器を設置する個人に対し、それぞれ補助金を交付しております。これにより家庭から出るごみの減量と資源物の分別収集を認識していただき、ごみ排出を抑える資源化を推進しているところであります。

資源物集団回収の状況につきましては、平成25年度が43団体で205.51トン、平成26年度が44団体で190.46トンとなっております。生ごみ減量化機器の設置基数については、平成25年度が44件の申請で60基、平成26年度が23件の申請で29基となっております。

さらに、学習機会の提供としては、市内小学校3、4年生を対象に配付している社会科副読本やそのDVDを活用し、ごみの分別やリサイクルについての授業を行うとともに、環境クリーンセンターを見学してもらう機会を設け、3Rのための意識づくりを行っているところです。

また、具体的なごみ減量化目標としましては、平成31年度までに5%、990グラム、平成41年度までに約10%、940グラムにすると掲げられておまして、市民1日当たり毎日卵2個分の削減が必要となります。この目標を達成するために新たな当市の取り組みといたしましては、家庭における台所の三角コーナーのに入った約600グラムの生ごみを水切りすると、100グラムの減量効果があることから、生ごみは水切りをしてから排出する水切り運動の実施や、段ボールでコンポストを作成し、生ごみの堆肥化を図る段ボールコンポストの活用等を広く市民の方に普及させていきたいと考えております。そのためにごみ減量推進会議委員の協力のもと、出前講座の開催や、かすみがうら祭で啓発資料の配布等を実施し、その他、市の広報誌やホームページを活用するなど、さまざまな機会を通して普及啓発を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

3点目1番、スクールバスの乗降時の安全対策の現状と今後の見込みについてのご質問にお答えいたします。

霞ヶ浦地区統合小学校のスクールバス利用及び乗降場所の選定につきましては、本年4月に通学班の地区役員の皆さんに対してスクールバスの説明会を実施をし、利用希望の取りまとめをお願いしまして、その結果を踏まえ、統合委員会でコースを選定した上で、委託業者を決定いたし

ました。その後、8月に委託業者と現地を調査し、コース及び乗降場所の安全確認を行い、9月に再度、地区役員の皆さんにコース及び乗降場所の説明会の実施をいたしました。その際、地区役員の皆さんからは、乗降場所の変更について要望のあった箇所については、再度、業者と現地調査を実施し、安全に乗降できる場所であるかの確認をさせていただきます。

乗降場所の決定につきましては、現在の調整状況を先月下旬から今月上旬にかけて、各小学校で開催しております在校生保護者説明会で説明をし、理解をいただくとともに、今後、中学校と同じように調整委員会を組織しまして、最終的な調整を行うよう予定をしております。

また、スクールバスの運行に伴う安全対策につきましては、今後も関係機関と連携をしながら、横断歩道の設置など、通学路等の安全対策を進めていきたいというふうに、こう考えてございます。

さらに、現在、各小学校で行われております保護者やボランティアの皆さんによる立哨指導等、通学路の安全対策も含めて調整していくことを考えております。

続きまして、3点目2番、下校の際、学年により就学時間が違うため、バス運行はどうなるのか。現状での計画についてのご質問にお答えいたします。

スクールバスの運行に関しましては、統合委員会で運行規定を定めており、その中で運行便数を朝の登校時1便、夕方下校時1便とし、スクールバス利用者のみ一斉下校とすることについて学校側と調整をし、統合委員会で決定を見ております。

ご指摘のように学年により就学時間が違いますが、低学年だけの下校を避けるために、スクールバス利用者については、学校で待機をさせ、全学年一斉下校とするよう学校側と調整をしております。また、徒歩通学児童——現在の美並小学校児童が多いわけですが——や放課後児童クラブ利用児童は、授業が終わると、下校、または移動をしていただくこととなりますが、徒歩通学児童においては、低学年だけでの下校を避けるため、学校の管理下のもと、高学年と一緒に下校できるよう配慮してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

4点目1番、下大津地区の集会施設に関するご質問、同じく2番、下大津小学校施設の今後についてあわせてお答えをさせていただきます。

霞ヶ浦地区の地区公民館施設につきましては、設楽議員の質問においてもお答えをしましたように、教育委員会における各地区間の役職員との協議が重ねられ、公民館の活動や組織は充実をさせる一方、館としての霞ヶ浦地区の現在の地区公民館は、中学校区を単位として再編統合される方向となったものと理解をしております。

また、下大津小学校に限らず廃校施設につきましては、特に体育館においては避難所として指定をしていることや、地域のスポーツ団体の活動の場としてのニーズなどから、今後の対応の具体化が求められている状況でございますが、地区公民館施設や学校施設につきましては、地区によって状態が異なり、さまざまな制約もございますので、一律的な対応は難しいと考えておりま

す。

今後の計画といたしましては、他の施設との関連も踏まえながら、売却や取り壊しに限らず、有効性を検証した上での改修なども含めて、必要な機能に応じた手法の検討が必要であると考えておまして、ご質問にありました地域説明会でのご意見や市長からの答弁にもありましたようにワークショップにおける話し合いの結果なども十分に踏まえて、具体的な検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時07分

再 開 午後 4時19分

[櫻井繁行議員、矢口龍人議員 退席]

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

丁寧な説明、まことにありがとうございました。

急傾斜地の関係から再質問をさせていただきたいと存じます。

以前にかけ崩れがあった場所、私が知っているのは、加茂の田宿と坂有河の2カ所ですが、そういう経験をお持ちの方は、大雨の降るたびに眠れぬ夜を過ごす方もあるのではないかなというふうに考えます。

急傾斜地崩壊危険箇所として指定をされていた22カ所ですか、住民の方へのどんな伝達、あるいは地域での説明など実施されたのかお伺いをさせていただきます。

加えて、このたび指定をした17カ所の地域の方にどのように伝達、あるいは説明などしていくのかあわせてお伺いをいたします。

[矢口龍人議員 入場]

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域指定でございます。平成21年3月に、被害想定家屋5戸以上となります危険度1の区域を22カ所指定を行っております。また、ただいま議員からお話がありましたように、本年5月には被害想定家屋1戸から4戸、いわゆる危険度2ということになりますが、こちらと家屋のない、これは現在なくても、今後、新規の住宅立地等が見込まれる箇所を含みますが、危険度3、この2と3を合わせた17カ所の指定を行っております。都合39カ所ということになってございます。

初めに、平成21年に指定を行った際には、指定をする際に対象地区の住民説明会を実施いたしまして、また、土砂災害ハザードマップを作成しまして、対象地区に配付をいたしております。

また、本年指定を行うに当たりまして、昨年度、26年度において対象地区の住民説明会を開

催しております。

今回につきましても、土砂災害ハザードマップを28年度に危険度1の従来のデータも盛り込んで作成をいたしまして、対象地区に配付を予定してございます。

また、今回はホームページについてもダウンロードができるようにデータを掲載したいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律で、県の急傾斜地崩壊対策事業で指定するには、膨大な時間と費用がかかるということですが、どのようなハードルがあるのかお聞かせをいただきたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊対策事業の指定のお尋ねでございます。

先ほどお話がありましたように、市内では7カ所指定されまして、いずれも施行が完了しております。

お話のありました戸崎の急傾斜地につきましても、平成17年度から26年度までの事業で、県の単独事業として行っております。この工事費につきましては約1億2000万円という費用となっております。

このように先ほどもお伝えしましたとおり、平成11年の広島の土石流などの土砂災害以来、各地の土砂災害の発生件数が増加いたしまして、ハード対策が追いつかなくなったことで、急傾斜地法の指定がされにくくなっているというような状況があるということでございます。

このハードルとしましては、採択の基準といたしまして、市のほうで実施している県単事業で申し上げますと、急傾斜地の高さ、まずこれが5メートル以上であるということがございます。また、被害想定家屋に移転適地がないというような状況もございます。さらに、崩壊による被害想定家屋が5戸以上である、いわゆる危険度1以上であるということになってまいりますけれども、それらに加え、優先度の判断基準というのがもう一つございまして、地権者の同意や協議会など、地元の協力体制がとれていること。また、影響範囲への災害時要援護施設、こういうのが立地をされているかどうかということ。また、過去に被害があったかどうかということ。さらに、避難路や避難所の指定がされているか、こういった優先度の判断基準があるということがございます。

また、これらの制度の住民の皆様への周知につきましては、土砂災害防止法によって危険箇所を指定をする際、その内容についてお伝えしておりますけれども、先ほどお答えをいたしました土砂災害ハザードマップを配布する際にも、同法律等の内容についてもお伝えをできるようにし

ていきたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

この事業、なかなかうちの戸崎でも、うる覚えなんですけれども、県会の先生に頼んで、20年ぐらいたってからの事業実施だったのかなというふうに聞いております。

指定地域の説明などで、ぜひとも実施したいというような地域があった場合は、千里の道も一歩からと申しますので、地域住民の命と財産を守るために、行政として最大限の仕事をさせていただければというふうに要望いたします。協力は惜しみませんので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、水防関係ですが、集中豪雨が多発するに伴い、水防法の改正が相次ぎ、本市においても洪水ハザードマップが平成26年2月作成され、浸水予想区域、予想される水深、避難場所、避難経路など記載され、公表がされております。

平成27年9月、関東・東北豪雨により鬼怒川が決壊した大災害により、霞ヶ浦の堤防を含め、河川の安全について調査があったと聞いております。やっと動き出し、新しく動きがあったということをお聞きしておりますので、10月21日かと思いますが、霞ヶ浦や河川の洪水対策などについて河川事務所で会議があったということです、どのような内容で動きがあったのか、新しい情報についてお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

10月21日の会議でございますけれども、この会議につきましては、国土交通省霞ヶ浦河川事務所におきまして、避難を促す緊急行動に関する説明会ということで実施をされております。内容につきましては、ご指摘のように本年9月の関東・東北豪雨災害を踏まえました課題ですとか、避難を促す緊急行動を実施するというような概要説明となっております。

この避難を促す緊急行動につきましては、首長を支援する緊急行動としたトップセミナー、こちらの開催、また災害対応チェックリストの作成、さらに洪水に対しリスクが高い区間の共同点検などを実施すると、こういった内容となっております。

トップセミナーにつきましては、国と首長によるホットラインを構築し、また水害対応チェックリストにつきましては、洪水時に刻々と提供される情報に対しまして、一般的な事例を想定して何を行うべきかについて整理をするものでありまして、市としましても、国が定めた霞ヶ浦の水防基準水位、これをもとに避難準備指示等の明確な発令基準を定めていく予定であります。

また、共同点検につきましては、11月5日、田伏地区並びに牛渡地区において、地元区長並びに地元住民の方とともに、霞ヶ浦河川事務所と市役所等で共同点検を実施いたしましたところでございます。

この共同点検を実施しました箇所ですが、霞ヶ浦の堤防の計画余裕高、これはY P3.5メートルということになっておりますが、この3.5メートルに満たない地区が周囲県内12市町村の23カ

所に存在するという事となってございます。本市におきましては、牛渡地区と田伏地区の2カ所でございます。牛渡地区では、延長750メートルの区間で、Y Pがプラス3.31ということで、先ほどの3.50からですと19センチ低く、また田伏地区では、延長70メートルの区間でございますけれども、Y P 3.28で22センチ低くなっているというようなことがございました。

ただし、この田伏地区に関しましては、先ほどの波止の改修工事を行う箇所とは違っております。70メートルの区間で低くなっていると、こういうことがあります。

11月5日に国土交通省霞ヶ浦河川事務所から職員が見えまして、現地で共同点検を実施し、施行計画等について説明を受けております。

ただし、今後、国が施行する予定とはなっておりますが、いつになるかまだ見通しはたっていない状況であったということでもあります。今後の対応を注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

一連の台風の記事を出島広報で見ておりましたらば、昭和61年に台風10号というのがあって、豪雨300ミリを超えると。霞ヶ浦の水位Y P 205センチメートルというような戦後最高水位というような記事が載ってございました。

また、平成3年にやはり大きな雨、232ミリ降って、そのY Pが227センチというような記事がございました。土砂崩れが15カ所あって、道路の損壊が70カ所だということで、被害総額4500万円というような記事を読みました。

かつて、田伏地域、そのとき、61年のときはきっと避難したり、半壊とか、そういうようなこともあったかと思うんですけども、恐ろしい経験をした方は、本当に眠れぬ夜を過ごした方も少なくないんじゃないかなというふうな思いであります。

大雨で霞ヶ浦が増水した場合の危険性があります。これについてまた新たに堤防、牛渡も下がっているところがあるというようなことで、市で何とかできるというような仕事ではないとは存じますが、市としても心配してもらって、国や県に対して調査なり、早期の改修工事なりを要請していただきたいなというふうに思います。

また、霞ヶ浦は川じゃなくて海的に広いものですから、風の影響を非常に受けやすい、私から言うまでもないですけども、波で削られるということもあるというふうに聞いておりますので、波止とかそういうものについてのご配慮なんかもお願いできればなというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

続いて、川尻川の関係に移らせていただきます。

湖岸線沿い、通称ざわめきという堰がことし改良区の関係から工事をしていただいて、大変ありがたいと思っております。その上流に山崎という堰があるわけです。集中豪雨の際は、そのあたりから対応が大事になるのかなというふうに推察するところなんです。かん橋の橋の付近は、私の子どものころは、余り通行どめなんていうことがなかったものですから、私の小さいころとは環境が変わっております。上流にゴルフ場ができた。おおつ野の開発が進んだ。

加えて、おかげさまでというか、科学センターへの連絡道をつくっていただいて、その排水ができた。また、池の整備をしてもらって、またこの排水が流末として、その川に入っていくということで、一気にそこがあふれやすいような環境になっているということが根底にはあるかと思うんですが、そこの堤が毎回削られて、今回は道ののりが削られて、砂利がどんどん隣接の水田に入ってしまうような状況があるわけなんです。何とか蓮田をつくっている人が、あぜ波でとめていって、1坪まではないと思うんですが、そういった場所で手の出しようがないけどというような苦情も私に相談があるものですから、何とかご心配いただいて改善が図られればなというふうに考えているところなんです、土木のほうで何とか骨を折ってもらえればと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

ただいまの議員さんのご指摘を踏まえまして、ちょっと現地のほうの調査に入りまして、測量等は実施をしてみたいというふうに考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、ごみの減量化の関係であります。

3月の第1回定例会、一般質問において、私、小型家電の回収で、有用金属のリサイクル推進をお願いしたおり、部長から周知すること、意識改革が重要。今後、イベントの回収等の先進事例も参考にして、回収の啓発を十分に行うというような答弁をいただきました。

また、担当課に対して、ごみの減量化の推進の観点から、リサイクルの住民啓発、当市のリサイクルの実情、例えば回収したビニール製品が再資源となった活用実績とか回収の実績などホームページに掲載し、協力を仰ぐような取り組みを要望させていただきました。

しかし、日常の業務で大変お忙しいとは推察されるわけですが、私は、答弁や要望などへの動きを感じ取れません。

小型家電リサイクル法の推進で訴えても響かないというようなことなのか、みずからが3月にまとめられたかすみがうら市一般廃棄物処理基本計画において、ごみの排出抑制、資源化計画も計画倒れにならないか、心配が私としては募っているわけです。

改めて今後、3R、発生抑制、再使用、再生利用のリサイクルの普及がなされ、当市の循環型社会の形成に向けた具体的な行動をしていくのかお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、お答えいたします。

まず、小型家電につきましてでございますけれども、小型家電の回収につきましては、現在、新治広域において市の粗大ごみに分類し、粗大ごみとして取り扱っていますが、25年4月1日に

施行された小型家電リサイクル法に基づき、ピックアップ方式により適正に処理しているところでございます。

ご指摘の件でございますけれども、啓発的な目的として、現在、小型家電回収ボックス設置に向けまして予算要求を行っているところでございますので、今後も周知徹底を図り、リサイクルの推進に努めていきたいと思っております。

また、3Rの関係でございますけれども、平成27年度に行いました広報等についてであります。まず4月上旬に発行いたしました広報誌へ回覧として、生ごみ処理機設置の補助金のお知らせと題して、文書を区長へ発送しております。

また、10月下旬に発行いたしました広報誌へ3R及び生ごみの処理容器設置の補助の広報内容を1ページ分のスペースをいただきまして掲載しております。

次に、11月3日に行われましたかすみがうら祭におきまして、かすみがうら市ごみ減量推進会議の委員さんの方を中心といたしまして、来場者の皆様にごみ分別クイズと題しましたクイズ形式による啓発活動を行っております。クイズにお答えいただいた方に、啓発品といたしまして、マイバッグ、水切りネット等を配布しております。また、ご自宅で同様のクイズを家族で行えるように、ごみ分別クイズとクイズの回答も一緒に配布しております。

なお、新治地方広域事務組合におきましては、年2回ほど新治広域だよりを発行しており、平成27年4月1日発行の新治広域だよりにて、間違いやすいごみの分別と題しまして、ペットボトルや廃プラスチック等の分別等の記載がされております。また、平成27年12月1日発行の新治広域だよりには、家電リサイクル・アンド・アンサーということで、家電リサイクルの処分方法等を記載したものを作成しております。こういうことで推進は行っております。

ごみ事業につきましては、処理施設をつくるのがハード事業とすれば、その他の資源化、減量化というのは、俗に言うソフト事業でございますので、継続は力なりと言いますけれども、逆に言いますと、マンネリとか刺激がないというような表現もありますので、新たな気持ちでさらなる推進をしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。どうぞ、さらなる質、量ともに推進を図っていただければありがたく存じます。

次に、スクールバスの乗降時の安全対策の関係ですが、安全第一でお願いしたいということに尽きるわけですが、本来、通学路の歩道整備がされ、できるだけ徒歩で安全に通学できる環境が整えられて統合されるべきである。それがあべき姿だと思いますけれども、スクールバス化によって、安全な通学と通学路の整備が希薄になってしまったような感も持っているわけです。

昨年9月の定例会以来、通学路の環境整備、歩道化、見通しの改善、信号機の取り付けなど、水資源道路の周辺の改善等について質問をしてきたわけですが、小学校の統合までに、統合、開校までにという思いが強かったわけですが、力及ばず、余り改善が図れないままであります。

乗降所は、バス事業者の意見や保護者の意見も大切ですが、近くて便利ということではなくて、子どもたちが入る待避所のような安全地帯の確保ができる場所が望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

スクールバスの乗降所、乗りおりする場所の考え方が今示されたと思います。実は私も全く同意見でありまして、説明会を通してお母さん方から聞かれる話というのは、やはり道路上にいわゆる空き地がある。余裕地がある。ですから、たまりがあるので、そういったところをバス停留所にするというお母さん方もいるんですが、実はそういったところがカーブであったり、あるいは県道とはいえ幅員が狭い、歩道もないというような状況のところでは、停留所としては適切ではないのではないかと。むしろ自分の自宅よりも少し歩くことになっても、きちんとした見通しのいい道路であったり、余裕地があったりとかというところを、多少遠くなくてもいいから、そういったところを乗降場所にしてほしいというようなご意見をいただいております。まさに我々も同じように考えておりまして、どうしても利用者の固まりが多いところにバス停留所をつくるという傾向がありますが、その辺は個別にお母さん方と協議をしながら、安全な場所で乗りおりができるというようなことを努めて考えていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

残念なんですけど、信号機がつかなかった場所なんかの見通しが悪いところに、「通学路スピードを落とせ」とかの看板を立ててもらおうとか、あるいは乗降所に、ここはスクールバスの乗降所だというようなサインとか、そういった工夫で注意喚起が図れないかなというような思いを持っているわけなんですけれども、また、前回の9月の第3回定例会で提案させていただいたんですが、通学路の交差点や見通しの改善、スクールバスの安全走行のために、身近なみどり整備推進事業という農林がかかわっている事業なんですけど、土地所有者などを紹介して、見通しの悪い森林とか、そういったところの地権者などに、そういう事業できれいにしてもらおうと、そこの通学の危険性が減るよというような働きかけなんかを学校教育課と農林と総務課あたりで連携して対策として動いていくというか、見通しの本当に悪いところ、環境の悪いところになるかと思いますが、そういったことについての見解についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

第1点目の危険箇所ということであろうかと思いますが、毎回お尋ねのあります水資源道路の交差点におけます信号機設置のご要望、こちらにつきましては、地元の区長会のほうからも要望をいただいているということを知っております。南中のPTAもあわせてお願いをしているところでございます。これはこれでまた引き続き要望活動を行っていきたいというふうに考えており

ます。

いずれにしても、教育委員会としまして、交通安全プログラムということを昨年度策定いたしました。こちらは、関係機関、警察署であるとか土木事務所であるとか、あるいはかすみぐら市の場合も教育委員会のほかに道路担当課、そういった関係機関が入りまして、実際に現地を歩いて、危険箇所をまず確認をし、さらに問題意識を持って、改善できるものは改善していくというような、大きな組織ではありますが、これは今後も継続して同じ問題意識を持って、できるものからということになってしまうかもしれませんが、同じように引き続き何らかの対策ができるように考えていきたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

あともう1点、待機時間、低学年の子どもたちの待機時間が発生します。学校の管理のもとで、社会教育を学校に入れて、1年生が4日、2年生が3日、3年生が2日でしたっけ、1日でしたっけ、その時間があるということで、宿題とか読書だけでは飽きてしまうんじゃないかなと思うんですね。仮に1週間に1回でも、遊び感覚で英会話をボランティアを入れてできる、英会話の遊びができる、あるいは算数的アプローチの中から数遊びに触れる、あるいはバスで動いて体力低下も気になりますので、スポーツに親しむとか、そういったプログラム、社会教育関係者との協力、あるいは学生のボランティアとかを加えて、統合校で新しい特色のある教育を始めたというようなことにもつながるのではないかなというふうに私は提案をしているわけです。

昨年9月の議会だったかと思うんですが、塾に行っている家庭とそうでない家庭で学力差があるというようなことで、新聞報道で教員をふやすようなことが載っていたり、ここにいる中根議員さんから最初にあったんですが、九州の豊後高田市で社会教育のアプローチで、スポーツ少年団、英会話ボランティアなどでやっていて、21世紀塾というのがすごく効果を上げていて、地域の子どもの学力を上げているというような報告を聞いております。

何らかの形で、そういった待ち時間を活用した、違う角度を少し変えたところから子どもを育てて、学力をつけていくようなアプローチというか、そういうものについて私は提案をさしあげたいんですが、教育委員会としての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

お諮りいたします。

本日の会議時間は、予定しております一般質問3名が終了しておりませんので、あらかじめ午後6時まで1時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、会議時間を午後6時まで1時間延長することに決定いたしました。

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの来栖議員さんの質問にお答えいたします。

教育委員会としまして、その待機時間を単なる遊びというような時間で済ませてしまうとい

うことは、余りにも軽率なことであろうと考えておまして、この時間については教育課程外ということになりますので、指導時間には当たらないわけですが、今、来栖議員さんがおっしゃいましたように、いろいろな活動の時間として運用していくことについては十分可能であるわけですので、そういった面について、今段階でも新しくなる南小学校、北小学校の学校づくりの一つの取り組みとして考えてもらいたいということで提案しております。できるだけ子どもたちには、その時間を無駄にしないように、いろいろな活動に充てていきたいというように考えているところであります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、市長から、公民館、あるいは下大津の小学校の関係、廃校を活用してコミュニティの拠点にしていったり、あるいは維持管理運営、あり方を検討する、ワークショップを通じて公共施設をきっかけに地域づくりの仕組みを考える、市民協働のまちづくりを推進する機会としたい、大変ありがたいご答弁の内容だったかと思ひます。

これまで地域のコミュニティを支えてきてくれた公民館関係の先輩方、熱心にやってきてくれました。そういったもとを壊さないように、また連携して、まちづくり、下大津というコミュニティをさらに広げていけるような、そういう取り組みを公民館長も考えております。

ことしの話、来年の話になりますが、この前、9月にお話しした桜の保存なども受けて、春に桜祭りでもやれるような協力体制をつくっていければなということ、地域づくり、地域のコミュニティづくりに力をさらに入れていこうというようなことでありますので、市長にはご心配をいただいて、地域の振興等にご助力を賜りますことをお願ひをいたしたいと思ひます。私、そのことをお願ひしまして、このたびの一般質問、閉じさせていただきたいと思ひます。

坪井市長を初め関係部課長様には、真摯なご答弁、まことにありがとうございました。長時間にわたりまことにありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君の一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議規則第10条第1項の規定により、明日12月5日及び12月6日の2日間は休会となります。

次回は、12月7日定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 5時00分